# 自角而公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

# 目 次

—— 条 例 ——	
○ガレリアかめおか条例の一部改正	
(市民協働課)	5
○亀岡市営篠共同浴場条例の廃止	
(人権啓発課)	7
○亀岡市営篠共同浴場基金条例の廃止	
(人権啓発課)	7
○亀岡市指定地域密着型サービスの事業	
の人員、設備及び運営に関する基準等	
を定める条例 (高齢福祉課)	7
○亀岡市指定地域密着型介護予防サービ	
スの事業の人員、設備及び運営並びに	
指定地域密着型介護予防サービスに係	
る介護予防のための効果的な支援の方	
法に関する基準等を定める条例	
(高齢福祉課)	81
○亀岡市地区計画区域内における建築物	
の制限に関する条例の一部改正	
(都市計画課)	114
○亀岡市上水道事業給水条例及び亀岡市	
簡易水道事業給水条例の一部改正	
(水道課)	129
○亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水	
道条例の一部改正 (下水道課)	133
—— 規 則 ——	
○亀岡市プロジェクト・チーム設置及び	
運営に関する規則の一部改正	
(夢ビジョン推進課)	135

○ガレリアかめおか条例施行	行規則の一部	
改正	(市民協働課)	136
○漏水等に伴う簡易水道料金	金及び地域下	
水道使用料の減額に関す	る規則	
	(営業課)	136
—— 告	示 ——	
○公示送達	(税務課)	137
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	138
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	139
○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	139
○住民基本台帳の職権消除	(市民課)	140
○南丹都市計画用途地域の3	変更に係る図	
書の縦覧	(都市計画課)	140
○南丹都市計画特別用途地	区の変更に係	
る図書の縦覧	(都市計画課)	140
○南丹都市計画防火地域及	び準防火地域	
の変更に係る図書の縦覧	(都市計画課)	141
○南丹都市計画地区計画の沿	央定に係る図	
書の縦覧	(都市計画課)	141
○南丹都市計画地区計画の沿	決定に係る図	
書の縦覧	(都市計画課)	142
○南丹都市計画地区計画の3	変更に係る図	
書の縦覧	(都市計画課)	142
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	142
○南丹都市計画生産緑地地	区の変更に係	
る図書の縦覧	(都市計画課)	143

—— 公 告 ——		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○一般競争入札(条件付き)の執行		官国民審査における投票管理者及び同	
(契約検査課)	143	職務代理者の選任	163
○一般競争入札(条件付き)の執行		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
(契約検査課)	146	官国民審査における各投票区の投票所	164
○本市職員採用試験の結果 (人事課)	149	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○農用地利用集積計画の縦覧		官国民審査における投票記載所の氏名	
(農林振興課)	150	掲示の掲載順序を定めるくじを行う場	
○一般競争入札(条件付き)の執行		所及び日時	165
(契約検査課)	150	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○一般競争入札(条件付き)の執行		官国民審査における期日前投票所	165
(契約検査課)	153	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○条件付一般競争入札の執行 (会計課)	157	官国民審査における期日前投票所に係	
○条件付一般競争入札の執行 (会計課)	159	る投票管理者及び同職務代理者の選任	166
		○衆議院小選挙区及び比例選出議員選挙	
任免及び辞令		における在外選挙人名簿に登録されて	
		いる選挙人の国内における投票に係る	
選挙管理委員会欄		期日前投票所の指定	167
—— 告		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請		官国民審査における開票管理者及び同	
求及び合併協議会設置の請求に要する		職務代理者の選任	167
有権者総数の50分の1の数	161	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の		官国民審査の開票の場所及び日時	167
解職請求に要する有権者総数の3分の		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
1の数	161	官国民審査における亀岡市開票区の開	
○合併協議会設置協議について選挙人の		票立会人を定めるくじを行う場所及び	
投票に付する請求に要する有権者総数		日時	167
の6分の1の数	162	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請		官国民審査における亀岡市開票区の開	
求及び合併協議会設置の請求に要する		票立会人を定めるくじを行わない旨の	
有権者総数の50分の1の数	162	告示	168
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判	
解職請求に要する有権者総数の3分の		官国民審査の開票の日時の変更	168
1の数	162		
○合併協議会設置協議について選挙人の		上下水道部欄	
投票に付する請求に要する有権者総数		—— 規 程 ——	
の6分の1の数	162	○漏水等に伴う上水道料金の減額に関す	
		る取扱基準	168

○漏水等に伴う下水道使用料の減額に関 する取扱基準

169

170

#### 市立病院欄

—— 公 告 ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果

# 公布された条例のあらまし

ガレリアかめおか条例の一部を改 正する条例要綱

- 1 社会情勢の変化や情報化の進展等に伴う市 民の学習ニーズの変化に対応するため、施設 の機能の見直しを行うこととした。
- 2 ガレリアかめおかの休館日を変更すること とした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行 し、2に係る規定整備は、平成26年4月1 日から施行することとした。

亀岡市営篠共同浴場条例を廃止す る条例要綱

- 1 亀岡市営篠共同浴場を平成25年3月31 日をもって廃止することに伴い、亀岡市営篠 共同浴場条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市営篠共同浴場基金条例を廃 止する条例要綱

1 亀岡市営篠共同浴場を平成25年3月31 日をもって廃止することに伴い、亀岡市営篠 共同浴場基金条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行 することとした。

> 亀岡市指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等における介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行 することとした。

亀岡市指定地域密着型介護予防 サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例要綱

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関す る法律等における介護保険法の一部改正に伴 い、指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準等を定めるこ ととした。 2 この条例は、平成25年4月1日から施行 することとした。

> 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例要綱

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号) の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都 市環境を確保するため、大井町南部地区地区 整備計画区域内及び篠町篠牧田地区地区整備 計画区域内における建築物の制限に関し、必 要な事項を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市上水道事業給水条例及び亀岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関す る法律における水道法の一部改正に伴い、水 道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格 等に関する基準について定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行 することとした。

亀岡市下水道条例及び亀岡市地域 下水道条例の一部を改正する条例 要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関す る法律における下水道法の一部改正に伴い、 公共下水道及び特定環境保全公共下水道の構 造基準及び終末処理場の維持管理基準を定め ることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を 定めることとした。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行 することとした。

# 条 例

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

ガレリアかめおか条例の一部を改 正する条例

ガレリアかめおか条例(平成10年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「、石門心学塾」を削り、 同条第5号中「大浴場」を「あんしん長寿コーナー」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に、「使 用を停止」を「停止」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。 第18条第2項中「すべて」を「全て」に改 める。

第23条第4項中「第8条に定めるところによる」を「第8条までに定めるところによる」 に改める。

### 別表第1中

Γ

企画展示室 石門心学塾 マルチメディアコーナー	午前9時から午後8時まで
大浴場	午前9時から午後9時まで
プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで

」を

ſ

企画展示室	午前9時から午後8時まで
あんしん長寿コーナー	午前9時から午後5時まで
プレイルーム	
託児コーナー	
多目的フロア	

」に改める。

#### 別表第2中

Γ

企画展示室	1月1日から同月3日まで及び
石門心学塾	12月29日から同月31日まで
マルチメディアコーナー	木曜日(国民の祝日に関する法律
	(昭和23年法律第178号)に
	規定する休日に当たるときはその
	翌日)

」を

Γ

企画展示室	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日(国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に 規定する休日に当たるときはその 翌日)
あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定す る休日

に改め、同表上記以外の施設の項中「第4木曜日」を「第2及び第4木曜日」に改める。 別表第3大浴場の部を削る。 附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第2上記以外の施設の項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市営篠共同浴場条例を廃止する条例をこ こに公布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第31号

亀岡市営篠共同浴場条例を廃止す る条例

亀岡市営篠共同浴場条例(昭和35年亀岡市 条例第1号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市営篠共同浴場基金条例を廃止する条例 をここに公布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第32号

亀岡市営篠共同浴場基金条例を廃 止する条例

亀岡市営篠共同浴場基金条例(昭和39年亀岡市条例第3号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第33号

亀岡市指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第1節 基本方針等(第6条・第7条) 第2節 人員に関する基準(第8条・第9

7

条)

第3節 設備に関する基準(第10条)

第4節 運営に関する基準(第11条-第 45条)

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の人員及び運営に関 する基準の特例 (第46条-第 47条)

第3章 夜間対応型訪問介護

51条)

第1節 基本方針等(第48条・第49条)第2節 人員に関する基準(第50条・第

第3節 設備に関する基準(第52条)

第4節 運営に関する基準 (第53条-第62条)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針(第63条)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介 護及び併設型指定認知症対応型 通所介護(第64条-第66条)

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第67条-第69条)

第3節 運営に関する基準(第70条-第 83条)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第84条)

第2節 人員に関する基準(第85条-第 87条)

第3節 設備に関する基準 (第88条・第 89条)

第4節 運営に関する基準(第90条-第 111条)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第112条)

第2節 人員に関する基準(第113条-第115条)

第3節 設備に関する基準(第116条)

第4節 運営に関する基準(第117条-第131条)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針(第132条)

第2節 人員に関する基準(第133条・ 第134条)

第3節 設備に関する基準(第135条)

第4節 運営に関する基準 (第136条-第152条)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護

第1節 基本方針(第153条)

第2節 人員に関する基準(第154条)

第3節 設備に関する基準(第155条)

第4節 運営に関する基準 (第156条-第180条)

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設の基本方針並びに設備 及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第 181条・第182条)

第2款 設備に関する基準 (第183条)

第3款 運営に関する基準(第184条 -第192条)

第9章 複合型サービス

第1節 基本方針(第193条)

第2節 人員に関する基準(第194条-第196条)

第3節 設備に関する基準(第197条・ 第198条)

第4節 運営に関する基準(第199条-第205条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法

律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法 及び介護保険法施行令(平成10年政令第 412号。以下「令」という。)で使用する 用語の例によるもののほか、次に定めるとこ ろによる。
  - (1) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
  - (2) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。
  - (3) 法定代理受領サービス 法第42条の2 第6項の規定により地域密着型サービス費 が利用者に代わり当該指定地域密着型サー ビス事業者に支払われる場合の当該地域密 着型介護サービス費に係る指定地域密着型 サービスをいう。
  - (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利 用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者 の立場に立ったサービスの提供に努めなけれ ばならない。 2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。) その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護の入所定員)

第4条 法第78条の2第1項の規定により条 例で定める定員は、29人以下とする。

(申請者の要件)

第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で 定める者は、法人(亀岡市暴力団排除条例 (平成24年亀岡市条例第24号)第2条第 4号イ及びエに掲げる者を除く。)とする。

> 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介 護看護

第1節 基本方針等

(基本方針)

第6条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

- 第7条 前条に規定する援助等を行うため、指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護におい ては、次の各号に掲げるサービスを提供する ものとする。
  - (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)
  - (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。)による対応の要否等を判断するサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。)
  - (3) 随時対応サービスにおける訪問の要否等 の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の 居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以 下この章において「随時訪問サービス」と いう。)
  - (4) 法第8条第15項第1号に該当する指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部 として看護師等が利用者の居宅を訪問して 行う療養上の世話又は必要な診療の補助 (以下この章において「訪問看護サービ ス」という。)

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第8条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看

- 護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。
- (1) オペレーター (随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。) を通じて1以上確保されるために必要な数以上
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に 適切に定期巡回サービスを提供するために 必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの 提供に当たる訪問介護員等が1以上確保さ れるために必要な数以上
- (4) 訪問介護サービスを行う看護師等 次に 掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定 める員数
  - イ 保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5以上
  - ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の実情に応じた適当数
- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その 他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)を もって充てなければならない。ただし、利用 者の処遇に支障がない場合であって、提供時 間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前

項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

- 3 オペレーターのうち1人以上は、常勤の看 護師、介護福祉士等でなければならない。
- 4 オペレーターは、専らその職務に従事する 者でなければならない。ただし、利用者の処 遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回 サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷 地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービ ス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介 護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看 護事業所(指定居宅サービス等基準第60条 第1項に規定する指定訪問看護事業所をい う。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業 所(第50条第1項に規定する指定夜間対応 型訪問介護事業所をいう。以下この条におい て同じ。)の職務又は利用者以外の者からの 通報を受け付ける業務に従事することができる
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオ

- ペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅 サービス等基準第121条第1項に規定す る指定短期入所生活介護事業所をいう。第 154条第12項において同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅 サービス等基準第142条第1項に規定す る指定短期入所療養介護事業所をいう。)
- (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準 第174条第1項に規定する指定特定施設 をいう。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第85条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (第113条第1項に規定する指定認知症 対応型共同生活介護事業所をいう。第67 条第1項、第68条第1項、第85条第6 項第1号、第86条第3項、第87条にお いて同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第132条第 1項に規定する指定地域密着型特定施設を いう。第67条第1項、第68条第1項及 び第85条第6項第2号において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第 153条第1項に規定する指定地域密着型 介護老人福祉施設をいう。第67条第1項、 第68条第1項及び第85条第6項第3号 において同じ。)
- (8) 指定複合型サービス事業所(第194条 第1項に規定する指定複合型サービス事業 所をいう。第4章から第7章までにおいて 同じ。)
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の 2第1項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた同法第26条の規定による 改正前の介護保険法(以下「平成18年旧 介護保険法」という。)第48条第1項第 3号に規定する指定介護療養型医療施設 (以下「指定介護療養型医療施設」とい う。)

- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、 専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者 でなければならない。ただし、利用者の処遇 に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス 又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若 しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務 に従事することができる。
- 7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問 サービスに従事している場合において、当該 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所の利用者に対する随時訪問サービスの提供 に支障がないときは、第1項の規定にかかわ らず、午後6時から午前8時までの間は、随 時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かな いことができる。
- 9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師 又は看護師(第27条第1項並びに第28条 第5項及び第11項において「常勤看護師 等」という。)でなければならない。
- 10 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯 を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業者との連絡体制が確保された者で なければならない。
- 11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介

- 護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者であって看護師、介 護福祉士等であるもののうち1人以上を、利 用者に対する第28条第1項に規定する定期 巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に 従事する者(以下この章において「計画作成 責任者」という。)としなければならない。
- 1 2 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護 事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サー ビス等基準第60条第1項に規定する指定訪 問看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を 併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定 居宅サービス等基準第59条に規定する指定 訪問看護をいう。以下同じ。) の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている 場合に、指定居宅サービス等基準第60条第 1項第1号イに規定する人員に関する基準を 満たすとき(同条第5項の規定により同条第 1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満 たしているものとみなされているとき及び第 194条第10項の規定により同条第4項に 規定する基準を満たしているものとみなされ ているときを除く。) は、当該指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1 項第4号イに規定する基準を満たしているも のとみなすことができる。

(管理者)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第10条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所には、事業の運営を行うために必 要な広さを有する専用の区画を設けるほか、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提 供に必要な設備及び備品等を備えなければな らない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。
  - (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
  - (2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者(第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護(第48

条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第11条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、 利用申込者又はその家族に対し、第33条に 規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項を記した文書を交付して説 明を行い、当該提供の開始について利用申込 者の同意を得なければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち イ又は口に掲げるもの
    - イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者の使用に係る電子計算機と利用 申込者又はその家族の使用に係る電子計

算機とを接続する電気通信回線を通じて 送信し、受信者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者の使用に係る電子計算機に備え られたファイルに記録された前項に規定 する重要事項を電気通信回線を通じて利 用申込者又はその家族の閲覧に供し、当 該利用申込者又はその家族の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに当該 重要事項を記録する方法(電磁的方法に よる提供を受ける旨の承諾又は受けない 旨の申出をする場合にあっては、指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもっ て調製するファイルに前項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその 家族がファイルへの記録を出力することによ り文書を作成することができるものでなけれ ばならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又 はその家族の使用に係る電子計算機とを電気 通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定定

期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が 使用するもの

- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んで はならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地 域(当該事業所が通常時に当該サービスを提 供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、 利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護を提供することが困 難であると認めた場合は、当該利用申込者に 係る指定居宅介護支援事業者(法第46条第 1項に規定する指定居宅介護支援事業者をい う。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等 の紹介その他の必要な措置を速やかに講じな ければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供を求められた場合は、その 者の提示する被保険者証によって、被保険者 資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有 効期間を確かめるものとする。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。(要介護認定の申請に係る援助)
- 第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介 護認定の申請が既に行われているかどうかを 確認し、申請が行われていない場合は、当該 利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申 請が行われるよう必要な援助を行わなければ ならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。(心身の状況等の把握)
- 第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第70条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、

他の保健医療サービス又は福祉サービスの利 用状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

- 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居 宅介護支援事業者その他保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との密接な連携 に努めなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるため の援助)

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者 が介護保険法施行規則 (平成11年厚生省 令第36号。以下「施行規則」という。)第 65条の4各号のいずれにも該当しないとき は、当該利用申込者又はその家族に対し、居 宅サービス計画(法第8条第23項に規定す る居宅サービス計画をいう。) の作成を指定 居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対し て届け出ること等により、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領 サービスとして受けることができる旨を説明 すること、指定居宅介護支援事業者に関する 情報を提供することその他の法定代理受領 サービスを行うために必要な援助を行わなけ ればならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条 第23項に規定する居宅サービス計画をいい、 施行規則第65条の4第1号ハに規定する計 画を含む。以下同じ。)が作成されている場 合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しな ければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第20条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の 変更を希望する場合は、当該利用者に係る指 定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要 な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第21条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、 面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族 から求められたときは、これを提示すべき旨 を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第22条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び 内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護について法第42条の2第6項の規定 により利用者に代わって支払を受ける地域密 着型介護サービス費の額その他必要な事項を、 利用者の居宅サービス計画を記載した書面又 はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者

に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第23条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、法定代理受領サービスに該当 する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 を提供した際には、その利用者から利用料の 一部として、当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス 費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着 型介護サービス費の額を控除して得た額の支 払を受けるものとする。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、法定代理受領サービスに該当 しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供 した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の内容、費用の額その他必要と認められる事 項を記載したサービス提供証明書を利用者に 対して交付しなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 基本取扱方針)

- 第25条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サー ビスについては、利用者の要介護状態の軽減 又は悪化の防止に資するよう、その目標を設 定し、計画的に行うとともに、随時対応サー ビス及び随時訪問サービスについては、利用 者からの随時の通報に適切に対応して行うも のとし、利用者が安心してその居宅において 生活を送ることができるようにしなければな らない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 具体的取扱方針)

- 第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の方針は、次に掲げるところによる ものとする。
  - (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、 第28条第1項に規定する定期巡回・随時 対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者 が安心してその居宅において生活を送るの に必要な援助を行うものとする。
  - (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又

- はその家族に対し、適切な相談及び助言を 行うものとする。
- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、 第28条第1項に規定する定期巡回・随時 対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者 からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な 援助を行うものとする。
- (4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、 主治の医師との密接な連携及び第28条第 1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問 介護看護計画に基づき、利用者の心身の機 能の維持回復を図るよう妥当適切に行うも のとする。
- (5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、 常に利用者の病状、心身の状況及びその置 かれている環境の的確な把握に努め、利用 者又はその家族に対し、適切な指導等を行 うものとする。
- (6) 特殊な看護等については、これを行って はならないものとする。
- (7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供に当たっては、介護技術及び医学の 進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技 術をもってサービスの提供を行うものとす る。
- (9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場 合には、その管理を厳重に行うとともに、 管理方法、紛失した場合の対処方法その他 必要な事項を記載した文書を利用者に交付 するものとする。

(主治の医師との関係)

第27条 指定定期巡回·随時对応型訪問介護

看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の 指示に基づき適切な訪問看護サービスが行わ れるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所を運営する場合にあって は、前2項の規定にかかわらず、第2項の主 治の医師の文書による指示並びに前項の定期 巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条 第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、 診療録その他の診療に関する記録(以下「診 療記録」という。)への記載をもって代える ことができる。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等 の作成)

- 第28条 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。
- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、 既に居宅サービス計画が作成されている場合 は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作 成しなければならない。ただし、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護計画における指定定

- 期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する 日時等については、当該居宅サービス計画に 定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護が提供される日時等にかかわらず、当 該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常 生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成 責任者が決定することができる。この場合に おいて、計画作成責任者は、当該定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者 を担当する介護支援専門員に提出するものと する。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、 看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して 行うアセスメント(利用者の心身の状況を勘 案し、自立した日常生活を営むことができる ように支援する上で解決すべき課題を把握す ることをいう。)の結果を踏まえ、作成しな ければならない。
- 4 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第1項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。
- 5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。
- 6 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画の作成に当たっては、その 内容について利用者又はその家族に対して説 明し、利用者の同意を得なければならない。
- 7 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画を作成した際には、当該定

期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用 者に交付しなければならない。

- 8 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把 握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時 対応型訪問介護看護計画の変更を行うものと する。
- 9 第1項から第7項までの規定は、前項に規 定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計 画の変更について準用する。
- 10 訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成 に関し、必要な指導及び管理を行わなければ ならない。
- 12 前条第4項の規定は、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの 利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報 告書の作成について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第29条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者に、その同居の家族である利用 者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護(随時対応サービスを除く。)の提供 をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第30条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号の いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見 を付してその旨を市に通知しなければならな い。
  - (1) 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従

- わないことにより、要介護状態の程度を増 進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第31条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合 は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の 必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者が看護職員である場合にあっては、必 要に応じて臨時応急の手当てを行わなければ ならない。

(管理者等の責務)

- 第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び 業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。
- 3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込み に係る調整等のサービスの内容の管理を行う ものとする。

(運営規程)

第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(以下 この章において「運営規程」という。)を定 めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できる よう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者の勤務の体制を定めておかな ければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者によって指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなけ ればならない。ただし、指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に 提供する体制を構築しており、他の指定訪問 介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業 所(以下この条において「指定訪問介護事業 所等」という。) との密接な連携を図ること により当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所の効果的な運営を期待すること ができる場合であって、利用者の処遇に支障 がないときは、市長が地域の実情を勘案し適 切と認める範囲内において、定期巡回サービ ス、随時対応サービス又は随時訪問サービス の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業

- 所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

- 第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者の清潔の保持及び健康状態につ いて、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の設備及び備品等について、衛生 的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第37条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘 密を漏らしてはならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事

業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の従業者であった者が、正当 な理由がなく、その業務上知り得た利用者又 はその家族の秘密を漏らすことがないよう、 必要な措置を講じなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第38条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所について広告をする場合に おいては、その内容が虚偽又は誇大なものと してはならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又は その従業者に対し、利用者に特定の事業者に よるサービスを利用させることの対償として、 金品その他の財産上の利益を供与してはなら ない。

(苦情処理)

- 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家 族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置する 等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、 当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定によ

- り市が行う文書その他の物件の提出若しくは 提示の求め又は当該市の職員からの質問若し くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関 して市が行う調査に協力するとともに、市か ら指導又は助言を受けた場合においては、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行わな ければならない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利 用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療 関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所が所在する市の職員又は当該指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が 所在する区域を管轄する法第115条の46 第1項に規定する地域包括支援センターの職 員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につ いて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第42条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、利用者に対する指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供により事 故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、 当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等 に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者は、前項の事故の状況及び事故に際して

採った処置について記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとと もに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の事業の会計とその他の事業の会計を区分 しなければならない。

(記録の整備)

- 第44条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計 に関する諸記録を整備しておかなければなら ない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 定期巡回·随時対応型訪問介護看護計画
  - (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第27条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
  - (4) 第28条第11項に規定する訪問看護報 告書
  - (5) 第30条に規定する市への通知に係る記録
  - (6) 第40条第2項に規定する苦情の内容等 の記録
  - (7) 第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護

看護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び地域密着型介護サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団員等の排除)

- 第45条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所において、管理者、副管理者その 他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 それと同等以上の職にある者であって、利用 者の利益に重大な影響を及ぼす業務について 一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は 当該事業所の業務を統括する者の権限を代行 し得る地位にあるものは、亀岡市暴力団排除 条例第2条第3号に掲げる暴力団員であって はならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、その運営について、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。
  - 第5節 連携型指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護の人員 及び運営に関する基準の特 例

(適用除外)

第46条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。次条において同じ。)の事業を行う者(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第8条第1項第4号、第9項、第

- 10項及び第12項の規定は適用しない。
- 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者については、第27条、第28条 第4項(同条第9項において準用する場合を 含む。)、第5項(同条第9項において準用 する場合を含む。)及び第10項から第12 項まで並びに第44条第2項第3号及び第4 号の規定は適用しない。

(指定訪問看護事業者との連携)

- 第47条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。
- 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者 (以下この項において「連携指定訪問看護事 業者」という。)との契約に基づき、当該連 携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げ る事項について必要な協力を得なければなら ない。
  - (1) 第28条第3項に規定するアセスメント
  - (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
  - (3) 第41条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
  - (4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供に当たって必要な指導 及び助言

第3章 夜間対応型訪問介護 第1節 基本方針等

(基本方針)

第48条 指定地域密着型サービスに該当する 夜間対応型訪問介護(以下「指定夜間対応型 訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

- 第49条 前条に規定する援助を行うため、指 定夜間対応型訪問介護においては、定期的に 利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問 介護(以下この章において「定期巡回サービ ス」という。)、あらかじめ利用者の心身の 状況、その置かれている環境等を把握した上 で、随時、利用者からの通報を受け、通報内 容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪 問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8 条第2項に規定する政令で定める者をいう。 以下この章において同じ。) の訪問の要否等 を判断するサービス(以下「オペレーション センターサービス」という。)及びオペレー ションセンター (オペレーションセンター サービスを行うための次条第1項第1号に規 定するオペレーションセンター従業者を置い ている事務所をいう。以下同じ。) 等からの 随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介 護(以下この章において「随時訪問サービ ス」という。)を提供するものとする。
- 2 オペレーションセンターは、通常の事業の 実施地域内に1箇所以上設置しなければなら ない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問 介護員等が利用者から通報を受けることによ り適切にオペレーションセンターサービスを 実施することが可能であると認められる場合 は、オペレーションセンターを設置しないこ

とができる。

#### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第50条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
  - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
  - (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員 数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利 用者に適切に定期巡回サービスを提供する ために必要な数以上とする。
  - (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員 数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する

時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その 他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障 がない場合であって、指定夜間対応型訪問介 護を提供する時間帯を通じて、これらの者と の連携を確保しているときは、3年以上サー ビス提供責任者の業務に従事した経験を有す る者をもって充てることができる。

(管理者)

第51条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし、指定夜間対応型訪問介 護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は 同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定 夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を 併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事 業所、施設等と一体的に運営している場合に 限る。) の職務に従事することができるもの とし、日中のオペレーションセンターサービ スを実施する場合であって、指定訪問介護事 業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項 に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の 指定を併せて受けて、一体的に運営するとき は、指定訪問介護事業所の職務に従事するこ とができるものとする。

#### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第52条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、 事業の運営を行うために必要な広さを有する 専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪 問介護の提供に必要な設備及び備品等を備え なければならない。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。
  - (1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
  - (2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
- 3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者 が援助を必要とする状態となったときに適切 にオペレーションセンターに通報できるよう、 利用者に対し、通信のための端末機器を配布 しなければならない。ただし、利用者が適切 にオペレーションセンターに随時の通報を行 うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定 を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介 護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合については、第10 条に規定する設備に関する基準を満たすこと をもって、前3項に規定する基準を満たして

ない。

いるものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針) 第53条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡 回サービスについては、利用者の要介護状態 の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目 標を設定し、計画的に行われるとともに、オ ペレーションセンターサービス及び随時訪問 サービスについては、利用者からの随時の通 報に適切に対応して行われるものとし、利用 者が夜間において安心してその居宅において 生活を送ることができるものでなければなら

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第54条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指 定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げる ところによるものとする。

- (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、 夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者 が安心してその居宅において生活を送るの に必要な援助を行うものとする。
- (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、 夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者 からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な 援助を行うものとする。

- (4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。
- (7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり 利用者から合鍵を預かる場合には、その管 理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失 した場合の対処方法その他必要な事項を記 載した文書を利用者に交付するものとする。 (夜間対応型訪問介護計画の作成)
- 第55条 オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。
- 2 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 オペレーションセンター従業者は、夜間対 応型訪問介護計画の作成に当たっては、その

内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 4 オペレーションセンター従業者は、夜間対 応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜 間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなけ ればならない。
- 5 オペレーションセンター従業者は、夜間対 応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型 訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要 に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更 を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規 定する夜間対応型訪問介護計画の変更につい て準用する。

(緊急時等の対応)

第56条 訪問介護員等は、現に指定夜間対応 型訪問介護の提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合 は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の 必要な措置を講じなければならない。

(管理者等の責務)

- 第57条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者 にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮 命令を行うものとする。
- 3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

(運営規程)

第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用 料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処 方法
- (8) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第59条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護 を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護 事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の 勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型 訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、か つ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが 同一敷地内において一体的に運営されている 場合(第34条第2項ただし書の規定により 当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当

該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介 護員等の資質の向上のために、その研修の機 会を確保しなければならない。

(地域との連携等)

第60条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 その事業の運営に当たっては、提供した指定 夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦 情に関して市等が派遣する者が相談及び援助 を行う事業その他の市が実施する事業に協力 するよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第61条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者 に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関 する次の各号に掲げる記録を整備し、その完 結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 夜間対応型訪問介護計画
  - (2) 次条において準用する第22条第2項に 規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録
  - (3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第40条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第42条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び地域密着型介護サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第62条 第11条から第24条まで、第29 条、第30条、第35条から第40条まで、 第42条、第43条及び第45条の規定は、 夜間対応型訪問介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項、第21 条、第35条及び第36条中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「夜間対応型訪問介護従業者」と、第16条 中「計画作成責任者」とあるのは「オペレー ションセンター従業者(オペレーションセン ターを設置しない場合にあっては、訪問介護 員等) 」と、第29条中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問 介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護(随時対応サービスを除く。)」と あるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替え るものとする。

## 第4章 認知症対応型通所介護 第1節 基本方針

第63条 指定地域密着型サービスに該当する 認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対 応型通所介護」という。)の事業は、要介護 状態となった場合においても、その認知症 (法第5条の2に規定する認知症をいう。以 下同じ。)である利用者(その者の認知症の 原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。 以下同じ。)が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営 むことができるよう、必要な日常生活上の世 話及び機能訓練を行うことにより、利用者の 社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並 びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の 軽減を図るものでなければならない。

> 第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定認知症対応型 通所介護及び併設型指定 認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

- 第64条 単独型指定認知症対応型通所介護 (特別養護老人ホーム等 (特別養護老人ホー ム (老人福祉法 (昭和38年法律第133 号)第20条の5に規定する特別養護老人 ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条 の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療 所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特 定施設をいう。以下同じ。) に併設されてい ない事業所において行われる指定認知症対応 型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行 う者及び併設型指定認知症対応型通所介護 (特別養護老人ホーム等に併設されている事 業所において行われる指定認知症対応型通所 介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者 (以下「単独型・併設型指定認知症対応型通 所介護事業者」という。) が当該事業を行う 事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対 応型通所介護事業所」という。) ごとに置く べき従業者の員数は、次のとおりとする。
  - (1) 生活相談員 単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護(単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護事業所において行われる 指定認知症対応型通所介護をいう。以下同 じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護を提供してい る時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護の提供に

- 当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職 員又は介護職員を、常時1人以上当該単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事 させなければならない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支 障がない場合は、他の単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介 護職員として従事することができるものとす る。
- 4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者(当該単独型・併設型指 定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併

設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者(亀岡市指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定 める条例(平成24年亀岡市条例第34号。 以下「指定地域密着型介護予防サービス基 準」という。)第6条第1項に規定する単独 型,併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せ て受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対 応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に 規定する単独型・併設型指定介護予防認知症 対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業 とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又 は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の利用者。以下この条において同 じ。) に対して一体的に行われるものをいい、 その利用定員(当該単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護事業所において同時に単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供 を受けることができる利用者の数の上限をい う。第66条第2項第1号イにおいて同 じ。) を12人以下とする。

- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症

対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第65条 単独型・併設型指定認知症対応型通 所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、単独型・併設型指定認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地 内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。
- 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指 定認知症対応型通所介護を提供するために必 要な知識及び経験を有する者であって、別に 厚生労働大臣が定める研修を修了しているも のでなければならない。

(設備及び備品等)

- 第66条 単独型・併設型指定認知症対応型通 所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、 相談室及び事務室を有するほか、消火設備そ の他の非常災害に際して必要な設備並びに単 独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提 供に必要なその他の設備及び備品等を備えな ければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室

- イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用 に供するものでなければならない。ただし、 利用者に対する単独型・併設型指定認知症対 応型通所介護の提供に支障がない場合は、こ の限りでない。
- 4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、 かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所 介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認 知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合につい ては、指定地域密着型介護予防サービス基準 第8条第1項から第3項までに規定する設備 に関する基準を満たすことをもって、前3項 に規定する基準を満たしているものとみなす ことができる。

第2款 共用型指定認知症対応型 通所介護

(従業者の員数)

第67条 指定認知症対応型共同生活介護事業 所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業所(指定地域密着型介護予防サー

ビス基準第73条第1項に規定する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。 次条において同じ。) の居間若しくは食堂又 は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域 密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同 生活室において、これらの事業所又は施設の 利用者、入居者又は入所者とともに行う指定 認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認 知症対応型通所介護」という。)の事業を行 う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護 事業所」という。) に置くべき従業者の員数 は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者 の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護 の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所 介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防 サービス基準第9条第1項に規定する共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を いう。以下同じ。) の指定を併せて受け、か つ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業 と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (同項に規定する共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業 とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における 共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。 次条において同じ。) の数を合計した数につ いて、第113条、第133条若しくは第 154条又は指定地域密着型介護予防サービ ス基準第73条に規定する従業者の員数を満 たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定 認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第9条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

- 第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 指定居宅サービス(法第41条第1項に規定 する指定居宅サービスをいう。)、指定地域 密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援を いう。)、指定介護予防サービス(法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービスを いう。)、指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項に規定する指定地域 密着型介護予防サービスをいう。) 若しくは 指定介護予防支援(法第58条第1項に規定 する指定介護予防支援をいう。) の事業又は 介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施 設の運営(第85条第7項において「指定居 宅サービス事業等」という。) について3年 以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)
- 第69条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管

- 理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の 管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通 所介護を提供するために必要な知識及び経験 を有する者であって、第65条第2項に規定 する厚生労働大臣が定める研修を修了してい るものでなければならない。

#### 第3節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第70条 指定認知症対応型通所介護事業者 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護 事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症 対応型通所介護の提供に当たっては、利用者 に係る指定居宅介護支援事業者が開催する サービス担当者会議等を通じて、利用者の心 身の状況、その置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第71条 指定認知症対応型通所介護事業者は、 法定代理受領サービスに該当する指定認知症 対応型通所介護を提供した際には、その利用 者から利用料の一部として、当該指定認知症 対応型通所介護に係る地域密着型介護サービ ス費用基準額から当該指定認知症対応型通所 介護事業者に支払われる地域密着型介護サー ビス費の額を控除して得た額の支払を受ける ものとする。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定 代理受領サービスに該当しない指定認知症対

応型通所介護を提供した際にその利用者から 支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応 型通所介護に係る地域密着型介護サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。

- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げ る費用の額の支払を利用者から受けることが できる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) おむつ代
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症 対応型通所介護の提供において提供される 便宜のうち、日常生活においても通常必要 となるものに係る費用であって、その利用 者に負担させることが適当と認められる費 用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとす る。
- 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっ ては、あらかじめ、利用者又はその家族に対 し、当該サービスの内容及び費用について説 明を行い、利用者の同意を得なければならな い。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第72条 指定認知症対応型通所介護は、利用 者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、

- その目標を設定し、計画的に行われなければ ならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自ら その提供する指定認知症対応型通所介護の質 の評価を行い、常にその改善を図らなければ ならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が 住み慣れた地域での生活を継続することが できるよう、地域住民との交流や地域活動 への参加を図りつつ、利用者の心身の状況 を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
  - (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
  - (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
  - (4) 認知症対応型通所介護従業者(第64条 第1項又は第67条第1項の従業者をいう。 以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介 護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこ とを旨とし、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しや すいように説明を行うものとする。
  - (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
  - (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談

援助等の生活指導、機能訓練その他必要な サービスを利用者の希望に添って適切に提 供するものとする。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

- 第74条 指定認知症対応型通所介護事業所 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護 事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第 65条又は第69条の管理者をいう。以下こ の条及び次条において同じ。)は、利用者の 心身の状況、希望及びその置かれている環境 を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービスの内容等を 記載した認知症対応型通所介護計画を作成し なければならない。
- 2 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅 サービス計画が作成されている場合は、当該 居宅サービス計画の内容に沿って作成しなけ ればならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者 は、認知症対応型通所介護計画の作成に当 たっては、その内容について利用者又はその 家族に対して説明し、利用者の同意を得なけ ればならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者 は、認知症対応型通所介護計画を作成した際 には、当該認知症対応型通所介護計画を利用 者に交付しなければならない。
- 5 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれ の利用者について、認知症対応型通所介護計 画に従ったサービスの実施状況及び目標の達 成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第75条 指定認知症対応型通所介護事業所の 管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所 の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介 護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状 況の把握その他の管理を一元的に行うものと する。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者 は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の 従業者にこの節の規定を遵守させるため必要 な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第64条第4項又は第68条第1項の利 用定員をいう。第78条において同じ。)
  - (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、 利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介 護を提供できるよう、指定認知症対応型通所 介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め ておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定 認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指 定認知症対応型通所介護事業所の従業者に よって指定認知症対応型通所介護を提供しな ければならない。ただし、利用者の処遇に直 接影響を及ぼさない業務については、この限 りでない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知 症対応型通所介護従業者の資質の向上のため

に、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、 利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護 の提供を行ってはならない。ただし、災害そ の他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。

(非常災害対策)

第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災 害時の関係機関への通報及び連携体制を整備 し、それらを定期的に従業者に周知するとと もに、定期的に避難、救出その他必要な訓練 を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、 利用者の使用する施設、食器その他の設備又 は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講じなければ ならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該 指定認知症対応型通所介護事業所において感 染症が発生し、又はまん延しないように必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。 (地域との連携等)
- 第81条 指定認知症対応型通所介護事業者は、 その事業の運営に当たっては、地域住民又は その自発的な活動等との連携及び協力を行う 等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その 事業の運営に当たっては、提供した指定認知 症対応型通所介護に関する利用者からの苦情 に関して、市等が派遣する者が相談及び援助 を行う事業その他の市が実施する事業に協力 するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第82条 指定認知症対応型通所介護事業者は、

- 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型通所介護の提供 に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならない
  - (1) 認知症対応型通所介護計画
  - (2) 次条において準用する第22条第2項に 規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録
  - (3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第40条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第42条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定 認知症対応型通所介護の提供に際して、利用 者から支払を受ける利用料その他の費用に関 する記録及び地域密着型介護サービス費の請 求に関する記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。

(準用)

第83条 第11条から第15条まで、第17 条から第20条まで、第22条、第24条、 第30条、第36条から第40条まで、第 42条、第43条、第45条及び第56条の 規定は、指定認知症対応型通所介護の事業に ついて準用する。この場合において、第11 条第1項中「第33条に規定する運営規程」 とあるのは「第76条に規定する重要事項に 関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とある のは「認知症対応型通所介護従業者」と読み のは「認知症対応型通所介護従業者」と読み 替えるものとする。

## 第5章 小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針

第84条 指定地域密着型サービスに該当する 小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模 多機能型居宅介護」という。)の事業は、要 介護者について、その居宅において、又は サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿 泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と 地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食 事等の介護その他の日常生活上の世話及び機 能訓練を行うことにより、利用者がその有す る能力に応じその居宅において自立した日常 生活を営むことができるようにするものでな ければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護の事業 を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業 所」という。) ごとに置くべき指定小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下 「小規模多機能型居宅介護従業者」とい う。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外 の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提 供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者に ついては、常勤換算方法で、通いサービス (登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利 用するために指定小規模多機能型居宅介護事 業所に登録を受けた者をいう。以下この章に おいて同じ。)を指定小規模多機能型居宅介 護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅 介護をいう。以下この章において同じ。)の

提供に当たる者をその利用者(当該指定小規 模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着 型介護予防サービス基準第46条第1項に規 定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者をいう。以下この章において同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機 能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多 機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防 サービス基準第45条に規定する指定介護予 防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この 章において同じ。) の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合にあっ ては、当該事業所における指定小規模多機能 型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型 居宅介護の利用者。以下この節及び次節にお いて同じ。)の数が3又はその端数を増すご とに1以上及び訪問サービス (小規模多機能 型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、 当該居宅において行う小規模多機能型居宅介 護(第7項に規定する本体事業所である指定 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当 該本体事業所に係る同項に規定するサテライ ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者の居宅において行う指定小規模多機能型 居宅介護を、同項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所に係る同項に規定する本体事業所及 び当該本体事業所に係る他の同項に規定する サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所の登録者の居宅において行う指定小規模 多機能型居宅介護を含む。) をいう。以下こ の章において同じ。) の提供に当たる者を1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指 定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小 規模多機能型居宅介護従業者については、夜 間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に

行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。 第5項において同じ。)に当たる者を1以上 及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必 要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。
- 3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者の うち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者の うち1以上の者は、看護師又は准看護師でな ければならない。
- 5 宿泊サービス (登録者を指定小規模多機能 型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規 模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体 事業所である指定小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては、当該本体事業所に係る同項 に規定するサテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案 し、その処遇に支障がない場合に、当該登録 者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小 規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以 下この章において同じ。) の利用者がいない 場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じ て利用者に対して訪問サービスを提供するた めに必要な連絡体制を整備しているときは、 第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の 時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿 直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業 者を置かないことができる。
- 6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の 各号のいずれかに掲げる施設等が併設されて いる場合において、前各項に定める人員に関 する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従 業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の 人員に関する基準を満たす従業者を置いてい るときは、当該小規模多機能型居宅介護従業 者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事

することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小 規模多機能型居宅介護事業所であって、指定 居宅サービス事業等その他の保健医療又は福 祉に関する事業について3年以上の経験を有 する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は 指定複合型サービス事業者により設置される 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外 の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指 定複合型サービス事業所であって当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小 規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行 うもの(以下「本体事業所」という。)との 密接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に 当たる小規模多機能型居宅介護従業者につい ては、本体事業所の職員により当該サテライ ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者の処遇が適切に行われると認められると きは、1人以上とすることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所について は、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業 所において宿直勤務を行う小規模多機能型居 宅介護従業者又は複合型サービス従業者(第 194条第1項に規定する複合型サービス従 業者をいう。)により当該サテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処 遇が適切に行われると認められるときは、夜 間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う

小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所について は、本体事業所の看護師又は准看護師により 登録者の処遇が適切に行われると認められる ときは、看護師又は准看護師を置かないこと ができる。
- 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多 機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介 護支援専門員を置かなければならない。ただ し、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に 支障がない場合は、当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当 該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設 する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事 することができる。
- 1 1 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働 大臣が定める研修を修了している者でなけれ ばならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第99条において「研修修了者」という。)を置くことができる。
- 13 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の 指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能 型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の事業とが同一の事業所におい て一体的に運営されている場合については、

指定地域密着型介護予防サービス基準第46 条第1項から第12項までに規定する人員に 関する基準を満たすことをもって、前各項に 規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

### (管理者)

- 第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置 かなければならない。ただし、指定小規模多 機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場 合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業 所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6 項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷 地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型 訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指 定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体 的な運営を行っている場合には、これらの事 業に係る職務を含む。) に従事することがで きるものとする。
- 2 前項本文及び第195条第1項の規定にか かわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業 所の管理上支障がない場合は、サテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者 は、本体事業所の管理者をもって充てること ができる。
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20条の2の2に規定する老人デイサービス センターをいう。以下同じ。)、介護老人保 健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定 複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介 護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規 定する政令で定める者をいう。次条、第

114条第2項、第115条及び第196条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表 者)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、指定 小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サー ビス事業所等の従業者、訪問介護員等として 認知症である者の介護に従事した経験を有す る者又は保健医療サービス若しくは福祉サー ビスの経営に携わった経験を有する者であっ て、別に厚生労働大臣が定める研修を修了し ているものでなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

- 第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業所 は、その登録定員(登録者の数(当該指定小 規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せ て受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護 の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介 護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合にあっては、登録者の数 及び指定地域密着型介護予防サービス基準第 46条第1項に規定する登録者の数の合計 数)の上限をいう。以下この章において同 じ。)を25人(サテライト型指定小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては、18人) 以下とする。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び

宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から 15人(サテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては、12人)まで
- (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員 の3分の1から9人(サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 6人)まで

(設備及び備品等)

- 第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業所 は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火 設備その他の非常災害に際して必要な設備そ の他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必 要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
  - (2) 宿泊室
    - イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
    - ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方 メートル以上としなければならない。
    - ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7. 43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型 居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の事業とが同一の事業所において 一体的に運営されている場合については、指 定地域密着型介護予防サービス基準第50条 第1項から第4項までに規定する設備に関す る基準を満たすことをもって、前各項に規定 する基準を満たしているものとみなすことが できる。

### 第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第90条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第85条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第96条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のため

に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定 居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。) の担当者を召集して行う会議をいう。)等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれて いる環境、他の保健医療サービス又は福祉 サービスの利用状況等の把握に努めなければ ならない。

(居宅サービス事業者等との連携)

- 第91条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 は、指定小規模多機能型居宅介護を提供する に当たっては、居宅サービス事業者その他保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定小規模多機能型居宅介護を提供するに当 たっては、利用者の健康管理を適切に行うた め、主治の医師との密接な連携に努めなけれ ばならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際 しては、利用者又はその家族に対して適切な 指導を行うとともに、当該利用者に係る指定 居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び 保健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との密接な連携に努めなければならない。 (身分を証する書類の携行)
- 第92条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪 問サービスの提供に当たるものに身分を証す る書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又 はその家族から求められたときは、これを提 示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定

小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法 定代理受領サービスに該当しない指定小規模 多機能型居宅介護を提供した際にその利用者 から支払を受ける利用料の額と、指定小規模 多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サー ビス費用基準額との間に、不合理な差額が生 じないようにしなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前 2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲 げる費用の額の支払を利用者から受けること ができる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 宿泊に要する費用
  - (5) おむつ代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模 多機能型居宅介護の提供において提供され る便宜のうち、日常生活においても通常必 要となるものに係る費用であって、その利 用者に負担させることが適当と認められる 費用
- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第 3項の費用の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその家族

に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方 針)

- 第94条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自 らその提供する指定小規模多機能型居宅介護 の質の評価を行うとともに、定期的に外部の 者による評価を受けて、それらの結果を公表 し、常にその改善を図らなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱 方針)

- 第95条 指定小規模多機能型居宅介護の方針 は、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
  - (2) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者 一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞ れの役割を持って家庭的な環境の下で日常 生活を送ることができるよう配慮して行う ものとする。
  - (3) 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
  - (4) 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定

小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供等に ついて、理解しやすいように説明を行うも のとする。

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束その他利用者 の行動を制限する行為(以下「身体的拘束 等」という。)を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 前号の身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通い サービスの利用者が登録定員に比べて著し く少ない状態が続くものであってはならな い。
- (8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 登録者が通いサービスを利用していない日 においては、可能な限り、訪問サービスの 提供、電話連絡による見守り等を行う等登 録者の居宅における生活を支えるために適 切なサービスを提供しなければならない。 (居宅サービス計画の作成)
- 第96条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅 サービス計画の作成に当たっては、指定居宅 介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的 取組方針に沿って行うものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第97条 指定小規模多機能型居宅介護事業者

は、毎月、市(法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により 法第42条の2第8項の規定による審査及び 支払に関する事務を国民健康保険団体連合会 に委託している場合にあっては、当該国民健 康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計 画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位 置付けたものに関する情報を記載した文書を 提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類 の交付)

- 第98条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介 護事業者の利用を希望する場合その他登録者 からの申出があった場合には、当該登録者に 対し、直近の居宅サービス計画及びその実施 状況に関する書類を交付しなければならない。 (小規模多機能型居宅介護計画の作成)
- 第99条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第85条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介 護計画の作成に当たっては、地域における活 動への参加の機会が提供されること等により、 利用者の多様な活動が確保されるものとなる ように努めなければならない。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、 他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の 上、援助の目標、当該目標を達成するための 具体的なサービスの内容等を記載した小規模 多機能型居宅介護計画を作成するとともに、

これを基本としつつ、利用者の日々の様態、 希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、 訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせ た介護を行わなくてはならない。

- 4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介 護計画の作成に当たっては、その内容につい て利用者又はその家族に対して説明し、利用 者の同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介 護計画を作成した際には、当該小規模多機能 型居宅介護計画を利用者に交付しなければな らない。
- 6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介 護計画の作成後においても、常に小規模多機 能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様 態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規 模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規 定する小規模多機能型居宅介護計画の変更に ついて準用する。

(介護等)

- 第100条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便官の提供等)

第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、利用者の外出の機会の確保その他の利 用者の意向を踏まえた社会生活の継続のため

- の支援に努めなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に 対する手続等について、その者又はその家族 が行うことが困難である場合は、その者の同 意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常 に利用者の家族との連携を図るとともに利用 者とその家族との交流等の機会を確保するよ う努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第102条 小規模多機能型居宅介護従業者は、 現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を 行っているときに利用者に病状の急変が生じ た場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型 居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連 絡を行う等の必要な措置を講じなければなら ない。

(運営規程)

- 第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員 並びに通いサービス及び宿泊サービスの利 用定員
  - (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び 利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(協力医療機関等)

- 第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、 利用者の病状の急変等に備えるため、あらか じめ、協力医療機関を定めておかなければな らない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 サービスの提供体制の確保、夜間における緊 急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介 護老人保健施設、病院等との間の連携及び支 援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業

- 者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護 に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当 適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われ ているかどうかを確認するために市が行う調 査に協力するとともに、市から指導又は助言 を受けた場合においては、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行わなければならない。 (地域との連携等)
- 第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に 当たっては、利用者、利用者の家族、地域住 民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事 業所が所在する市の職員又は当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管 轄する法第115条の46第1項に規定する 地域包括支援センターの職員、小規模多機能 型居宅介護について知見を有する者等により 構成される協議会(以下この項において「運 営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2月に1回以上、運営推進会議に対し通い サービス及び宿泊サービスの提供回数等の活 動状況を報告し、運営推進会議による評価を 受けるとともに、運営推進会議から必要な要 望、助言等を聴く機会を設けなければならな 11
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に

協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する 建物と同一の建物に居住する利用者に対して 指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合 には、当該建物に居住する利用者以外の者に 対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供 を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第109条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第85条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

- 第110条 指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなければなら ない。
  - (1) 居宅サービス計画
  - (2) 小規模多機能型居宅介護計画
  - (3) 次条において準用する第22条第2項に 規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録
  - (4) 第95条第6号に規定する身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
  - (6) 次条において準用する第40条第2項に 規定する苦情の内容等の記録

- (7) 次条において準用する第42条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- (8) 第108条第2項に規定する報告、評価、 要望、助言等の記録
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び地域密着型介護サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第111条 第11条から第15条まで、第 22条、第24条、第30条、第36条から 第40条まで、第42条、第43条、第45 条、第75条、第77条及び第80条の規定 は、指定小規模多機能型居宅介護の事業につ いて準用する。この場合において、第11条 第1項中「第33条に規定する運営規程」と あるのは「第103条に規定する重要事項に 関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第75条第2項中「この節」とあるのは「第 5章第4節」と、第77条第3項中「認知症 対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模 多機能型居宅介護従業者」と読み替えるもの とする。

> 第6章 認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針

第112条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものにつ

いて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

# (従業者の員数)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護の 事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同 生活介護事業者」という。) が当該事業を行 う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活 介護事業所」という。) ごとに置くべき指定 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従 業者(以下「介護従業者」という。)の員数 は、当該事業所を構成する共同生活住居ごと に、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指 定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる 介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生 活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同 生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予 防サービス基準第73条第1項に規定する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、 かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業 と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準第 72条に規定する指定介護予防認知症対応型 共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業と が同一の事業所において一体的に運営されて いる場合にあっては、当該事業所における指 定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下

- この条及び第116条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。
- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、 常勤でなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定 複合型サービス事業所が併設されている場合 において、前3項に定める員数を満たす介護 従業者を置くほか、第85条に定める指定小 規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する 基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者 を置いているとき又は第194条に定める指 定複合型サービス事業所の人員に関する基準 を満たす複合型サービス従業者を置いている ときは、当該介護従業者は、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サー ビス事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は 福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し 知識及び経験を有する者であって認知症対応 型共同生活介護計画の作成を担当させるのに 適当と認められるものを専らその職務に従事 する計画作成担当者としなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 当該共同生活住居における他の職務に従事す ることができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大 臣が定める研修を修了している者でなければ ならない。

- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員 でない他の計画作成担当者の業務を監督する ものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、 特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人 保健施設の支援相談員その他の認知症である 者の介護サービスに係る計画の作成に関し実 務経験を有すると認められる者をもって充て ることができるものとする。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対 応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知 症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合につ いては、指定地域密着型介護予防サービス基 準第73条第1項から第9項までに規定する 人員に関する基準を満たすことをもって、前 各項に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。

(管理者)

第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事

- 業所の職務に従事することができるものとする。
- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知 症対応型共同生活介護を提供するために必要 な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施 設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等 の従業者又は訪問介護員等として、3年以上 認知症である者の介護に従事した経験を有す る者であって、別に厚生労働大臣が定める研 修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代 表者)

第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

- 第116条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。
- 2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同 生活住居において同時に指定認知症対応型共 同生活介護の提供を受けることができる利用 者の数の上限をいう。第127条において同 じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、 食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災 害に際して必要な設備その他利用者が日常生 活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
- 3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、

利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。

- 4 一の居室の床面積は、7.43平方メート ル以上としなければならない。
- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住 民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅 地と同程度に利用者の家族や地域住民との交 流の機会が確保される地域にあるようにしな ければならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第76条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(入退居)

- 第117条 指定認知症対応型共同生活介護は、 要介護者であって認知症であるもののうち、 少人数による共同生活を営むことに支障がな い者に提供するものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の 診断書等により当該入居申込者が認知症であ る者であることの確認をしなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 入居申込者が入院治療を要する者であること 等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提

供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 入居申込者の入居に際しては、その者の心身 の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなけれ ばならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 利用者の退居の際には、利用者及びその家族 の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や 介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を 行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 利用者の退居に際しては、利用者又はその家 族に対し、適切な指導を行うとともに、指定 居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。 (サービスの提供の記録)
- 第118条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際 には、提供した具体的なサービスの内容等を 記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第119条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われ

る地域密着型介護サービス費の額を控除して 得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 法定代理受領サービスに該当しない指定認知 症対応型共同生活介護を提供した際にその利 用者から支払を受ける利用料の額と、指定認 知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介 護サービス費用基準額との間に、不合理な差 額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる 費用の額の支払を利用者から受けることがで きる。
  - (1) 食材料費
  - (2) 理美容代
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症 対応型共同生活介護において提供される便 宜のうち、日常生活においても通常必要と なるものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 前項の費用の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその家族 に対し、当該サービスの内容及び費用につい て説明を行い、利用者の同意を得なければな らない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第120条 指定認知症対応型共同生活介護は、 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心 して日常生活を送ることができるよう、利用 者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われ なければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者 一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれ の役割を持って家庭的な環境の下で日常生活 を送ることができるよう配慮して行われなけ ればならない。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症 対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ 画一的なものとならないよう配慮して行われ なければならない。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定 認知症対応型共同生活介護の提供に当たって は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又 はその家族に対し、サービスの提供方法等に ついて、理解しやすいように説明を行わなけ ればならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者等の生 命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ ならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 自らその提供する指定認知症対応型共同生活 介護の質の評価を行うとともに、定期的に外 部の者による評価を受けて、それらの結果を 公表し、常にその改善を図らなければならな い。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第121条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第113条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当 たっては、通所介護等の活用、地域における 活動への参加の機会の提供等により、利用者 の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、

希望及びその置かれている環境を踏まえて、 他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当 該目標を達成するための具体的なサービスの 内容等を記載した認知症対応型共同生活介護 計画を作成しなければならない。

- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活 介護計画の作成に当たっては、その内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、利 用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活 介護計画を作成した際には、当該認知症対応 型共同生活介護計画を利用者に交付しなけれ ばならない。
- 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活 介護計画の作成後においても、他の介護従業 者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計 画に基づき利用する他の指定居宅サービス等 を行う者との連絡を継続的に行うことにより、 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の 把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同 生活介護計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規 定する認知症対応型共同生活介護計画の変更 について準用する。

(介護等)

- 第122条 介護は、利用者の心身の状況に応 じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に 資するよう、適切な技術をもって行われなけ ればならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 その利用者に対して、利用者の負担により、 当該共同生活住居における介護従業者以外の 者による介護を受けさせてはならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第123条 指定認知症对応型共同生活介護事

- 業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動 の支援に努めなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関 に対する手続等について、その者又はその家 族が行うことが困難である場合は、その者の 同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 常に利用者の家族との連携を図るとともに利 用者とその家族との交流等の機会を確保する よう努めなければならない。

(管理者による管理)

第124条 共同生活住居の管理者は、同時に 介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域 密着型サービス、指定介護予防サービス若し くは地域密着型介護予防サービスの事業を行 う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を 管理する者であってはならない。ただし、こ れらの事業所、施設等が同一敷地内にあるこ と等により当該共同生活住居の管理上支障が ない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者

- の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに 当たっては、利用者が安心して日常生活を送 ることができるよう、継続性を重視したサー ビスの提供に配慮しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 介護従業者の資質の向上のために、その研修 の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

- 第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておく よう努めなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 サービスの提供体制の確保、夜間における緊 急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介 護老人保健施設、病院等との間の連携及び支 援の体制を整えなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の 禁止)

- 第129条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、 当該共同生活住居からの退居者を紹介するこ

との対償として、金品その他の財産上の利益 を収受してはならない。

(記録の整備)

- 第130条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介 護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。
  - (1) 認知症対応型共同生活介護計画
  - (2) 第118条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第120条第6項に規定する身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第40条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第42条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
  - (7) 次条において準用する第108条第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記 録
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 指定認知症対応型共同生活介護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の 費用に関する記録及び地域密着型介護サービ ス費の請求に関する記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。 (準用)

第131条 第11条、第12条、第14条、 第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第 43条、第45条、第75条、第80条、第

102条、第105条、第107条及び第 108条第1項から第4項までの規定は、指 定認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第11条第1 項中「第33条に規定する運営規程」とある のは「第125条に規定する重要事項に関す る規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第36条中「定期巡回·随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第75条第2項中「この節」とあるのは「第 6章第4節」と、第102条中「小規模多機 能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第105条中「指定小規模多機能型 居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対 応型共同生活介護事業者」と、第108条第 1項中「小規模多機能型居宅介護について知 見を有する者」とあるのは「認知症対応型共 同生活介護について知見を有する者」と、 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読 み替えるものとする。

# 第7章 地域密着型特定施設入居者生 活介護

### 第1節 基本方針

第132条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密

着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 事業を行う者(以下「指定地域密着型特定施 設入居者生活介護事業者」という。)は、安 定的かつ継続的な事業運営に努めなければな らない。

# 第2節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

- 第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
  - (1) 生活相談員 1以上
  - (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章に おいて「看護職員」という。)又は介護職 員
    - イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常 勤換算方法で、利用者の数が3又はその 端数を増すごとに1以上とすること。
    - ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1 以上とすること。
    - ハ 常に1以上の指定地域密着型特定施設 入居者生活介護の提供に当たる介護職員 が確保されること。
  - (3) 機能訓練指導員 1以上
  - (4) 計画作成担当者 1以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。

- 3 第1項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、 主として指定地域密着型特定施設入居者生活 介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、 常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護 老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの (以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
  - (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療

- 法士若しくは作業療法士又は介護支援専門 員
- (2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型 医療施設の場合に限る。)
- 8 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の 看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者 は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同 一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。
- 9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機 能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス 事業所が併設されている場合においては、当 該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従 業者を置くほか、第85条に定める指定小規 模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基 準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を 置いているとき又は第194条に定める指定 複合型サービス事業所の人員に関する基準を 満たす複合型サービス従業者を置いていると きは、当該指定地域密着型特定施設の従業者 は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 又は指定複合型サービス事業所の職務に従事 することができる。
- 10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第134条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事

し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

- 第135条 指定地域密着型特定施設の建物 (利用者の日常生活のために使用しない附属 の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準 法(昭和25年法律第201号)第2条第9 号の2に規定する耐火建築物をいう。次項に おいて同じ。)又は準耐火建築物(同条第9 号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項 において同じ。)でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
  - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期 発見及び通報の体制が整備されており、円 滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために 十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避 難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を 増員すること等により、火災の際の円滑な

- 避難が可能なものであること。
- 3 指定地域密着型特定施設は、一時介護室 (一時的に利用者を移して指定地域密着型特 定施設入居者生活介護を行うための室をいう。 以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓 練室を有しなければならない。ただし、他に 利用者を一時的に移して介護を行うための室 が確保されている場合にあっては一時介護室 を、他に機能訓練を行うために適当な広さの 場所が確保できる場合にあっては機能訓練室 を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、 施設等の浴室及び食堂を利用できる場合に あっては浴室及び食堂を設けないことができ るものとする。
- 4 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。
  - (1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。
    - イ 一の居室の定員は、1人とする。ただ し、利用者の処遇上必要と認められる場 合は、2人とすることができるものとす る。
    - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を 行える適当な広さであること。
    - ハ地階に設けてはならないこと。
    - ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空き 地、廊下又は広間に直接面して設けるこ と。
  - (2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
  - (3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - (4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
  - (5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- (6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る 適当な広さを有すること。
- 5 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設は、消火設備その 他の非常災害に際して必要な設備を設けるも のとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

- 第136条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第148条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第11条第2項から第6項までの規定は、 第1項の規定による文書の交付について準用 する。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 提供の開始等)

- 第137条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入 居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用 者の同意)

第138条 老人福祉法第29条第1項に規定 する有料老人ホームである指定地域密着型特 定施設において指定地域密着型特定施設入居 者生活介護(利用期間を定めて行うものを除 く。以下この条において同じ。)を提供する 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生 活介護を法定代理受領サービスとして提供す る場合は、利用者の同意がその条件であるこ とを当該利用者に説明し、その意思を確認し なければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第139条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。(利用料等の受領)
- 第140条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定地域密 着型特定施設入居者生活介護において提供 される便宜のうち、日常生活においても通 常必要となるものに係る費用であって、そ の利用者に負担させることが適当と認めら れるもの
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 取扱方針)

- 第141条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減 又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況 等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活 に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、 地域密着型特定施設サービス計画に基づき、 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し て行われなければならない。
- 3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密 着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっ ては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族から求められたときは、サービ スの提供方法等について、理解しやすいよう に説明を行わなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を

行ってはならない。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

- 第142条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者(第133条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設 サービス計画の作成に当たっては、適切な方 法により、利用者について、その有する能力、 その置かれている環境等の評価を通じて利用 者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者 が自立した日常生活を営むことができるよう に支援する上で解決すべき課題を把握しなけ ればならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の 希望、利用者について把握された解決すべき 課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業 者と協議の上、サービスの目標及びその達成 時期、サービスの内容、サービスを提供する 上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定 施設サービス計画の原案を作成しなければな らない。
- 4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設 サービス計画の作成に当たっては、その原案 の内容について利用者又はその家族に対して 説明し、文書により利用者の同意を得なけれ ばならない。

- 5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設 サービス計画を作成した際には、当該地域密 着型特定施設サービス計画を利用者に交付し なければならない。
- 6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設 サービス計画作成後においても、他の地域密 着型特定施設従業者との連絡を継続的に行う ことにより、地域密着型特定施設サービス計 画の実施状況の把握を行うとともに、利用者 についての解決すべき課題の把握を行い、必 要に応じて地域密着型特定施設サービス計画 の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規 定する地域密着型特定施設サービス計画の変 更について準用する。

(介護)

- 第143条 介護は、利用者の心身の状況に応 じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に 資するよう、適切な技術をもって行われなけ ればならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(機能訓練)

第144条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第145条 指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数 及び職務内容
  - (3) 入居定員及び居室数
  - (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
  - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (7) 緊急時等における対応方法
  - (8) 非常災害対策
  - (9) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第149条 指定地域密着型特定施設入居者生

- 活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定 地域密着型特定施設入居者生活介護その他の サービスを提供できるよう、従業者の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

- 第150条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第151条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号

に掲げる記録を整備し、その完結の日から2 年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型特定施設サービス計画
- (2) 第139条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第141条第5項に規定する身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第149条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第42条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- (8) 次条において準用する第108条第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記 録
- (9) 施行規則第65条の4第4号に規定する 書類
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び地域密着型介護サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第152条 第14条、第15条、第24条、 第30条、第36条から第40条まで、第 42条、第43条、第45条、第75条、第 79条、第80条、第102条及び第108 条第1項から第4項までの規定は、指定地域 密着型特定施設入居者生活介護の事業につい て準用する。この場合において、第36条中 「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」と あるのは「地域密着型特定施設従業者」と、 第75条第2項中「この節」とあるのは「第 7章第4節」と、第108条第1項中「小規 模多機能型居宅介護について知見を有する 者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者 生活介護について知見を有する者」と、「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の 活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替 えるものとする。

# 第8章 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

- 第153条 指定地域密着型サービスに該当す る地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護」という。) の事業を行う地 域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域 密着型介護老人福祉施設」という。)は、地 域密着型施設サービス計画(法第8条第21 項に規定する地域密着型施設サービス計画を いう。以下同じ。) に基づき、可能な限り、 居宅における生活への復帰を念頭に置いて、 入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上 の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世 話を行うことにより、入所者がその有する能 力に応じ自立した日常生活を営むことができ るようにすることを目指すものでなければな らない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明る

く家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設 に置くべき従業者の員数は、次のとおりとす る。
  - (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上 の指導を行うために必要な数
  - (2) 生活相談員 1以上
  - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師 (以下この章において「看護職員」という。)
    - イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤 換算方法で、入所者の数が3又はその端 数を増すごとに1以上とすること。
    - ロ 看護職員の数は、1以上とすること。
  - (4) 栄養士 1以上
  - (5) 機能訓練指導員 1以上
  - (6) 介護支援専門員 1以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この領において同じ。)を除く。以下この条にお

- いて同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第190条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上 は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上 は、常勤の者でなければならない。ただし、 サテライト型居住施設にあっては、常勤換算 方法で1以上とする。
- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの 規定にかかわらず、サテライト型居住施設の 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介 護支援専門員については、次に掲げる本体施

設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める職員により当該サテライト 型居住施設の入所者の処遇が適切に行われる と認められるときは、これを置かないことが できる。

- (1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、 理学療法士若しくは作業療法士又は介護支 援専門員
- (3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- 9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該 指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務 に従事することができる。
- 1 1 第1項第6号の介護支援専門員は、専ら その職務に従事する常勤の者でなければなら ない。ただし、入所者の処遇に支障がない場 合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設 の他の職務に従事することができる。
- 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 短期入所生活介護事業所又は指定介護予防 サービス等基準第129条第1項に規定する 指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下 「指定短期入所生活介護事業所等」とい う。)が併設される場合においては、当該指 定短期入所生活介護事業所等の医師について は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 医師により当該指定短期入所生活介護事業所 等の利用者の健康管理が適切に行われると認 められるときは、これを置かないことができ る。
- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定

通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93条第1項に規定する指定通所介護事業所 をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防 サービス等基準第97条第1項に規定する指 定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生 活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地 域密着型介護予防サービス基準第6条第1項 に規定する併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所が併設される場 合においては、当該併設される事業所の生活 相談員、栄養士又は機能訓練指導員について は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員によ り当該事業所の利用者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、これを置かないこと ができる。

- 1 4 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設 される指定短期入所生活介護事業所等の入所 定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施 設の入所定員と同数を上限とする。
- 15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合 型サービス事業所が併設される場合において は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 介護支援専門員については、当該併設される 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定 複合型サービス事業所の介護支援専門員によ り当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利 用者の処遇が適切に行われると認められると きは、これを置かないことができる。
- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型 サービス事業所又は指定地域密着型介護予防 サービス基準第46条第1項に規定する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以 下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」 という。)が併設される場合においては、当

該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項 に定める人員に関する基準を満たす従業者を 置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護 事業所等に第85条若しくは第194条又は 指定地域密着型介護予防サービス基準第46 条に定める人員に関する基準を満たす従業者 が置かれているときは、当該指定地域密着型 介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事す ることができる。

第3節 設備に関する基準

(設備)

- 第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 居室
    - イ 一の居室の定員は、1人とすること。 ただし、入所者への指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護の提供上必 要と認められる場合は、2人とすること ができる。
    - ロ 入所者 1 人当たりの床面積は、 10.65平方メートル以上とすること。 ハ ブザー又はこれに代わる設備を設ける こと。
  - (2) 静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

- (4) 洗面設備
  - イ 居室のある階ごとに設けること。
  - ロ 要介護者が使用するのに適したものと すること。
- (5) 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設

けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設ける とともに、要介護者が使用するのに適し たものとすること。

### (6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療 所とすることとし、入所者を診療するため に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、 必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設 であるサテライト型居住施設については医 務室を必要とせず、入所者を診療するため に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、 必要に応じて臨床検査設備を設けることで 足りるものとする。

# (7) 食堂及び機能訓練室

- イ それぞれ必要な広さを有するものとし、 その合計した面積は、3平方メートルに 入所定員を乗じて得た面積以上とするこ と。ただし、食事の提供又は機能訓練を 行う場合において、当該食事の提供又は 機能訓練に支障がない広さを確保するこ とができるときは、同一の場所とするこ とができる。
- ロー必要な備品を備えること。

### (8) 廊下幅

- 1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
- (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地 域密着型介護老人福祉施設の用に供するもの でなければならない。ただし、入所者の処遇 に支障がない場合は、この限りでない。

# 第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所申込者が入院治療を必要とする場合 その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提 供することが困難である場合は、適切な病院 若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介 する等の適切な措置を速やかに講じなければ ならない。

(入退所)

- 第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、身体上又は精神上著しい障害があるため に常時の介護を必要とし、かつ、居宅におい てこれを受けることが困難な者に対し、指定 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 を提供するものとする。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 申込者の数が入所定員から入所者の数を差し 引いた数を超えている場合には、介護の必要 の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受 ける必要性が高いと認められる入所申込者を 優先的に入所させるよう努めなければならな V10
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 申込者の入所に際しては、その者に係る指定 居宅介護支援事業者に対する照会等により、 その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居 宅サービス等の利用状況等の把握に努めなけ ればならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者の心身の状況、その置かれている環境等に 照らし、その者が居宅において日常生活を営 むことができるかどうかについて定期的に検 討しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介 護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業

者の間で協議しなければならない。

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その 心身の状況、その置かれている環境等に照ら し、居宅において日常生活を営むことができ ると認められる入所者に対し、その者及びそ の家族の希望、その者が退所後に置かれるこ ととなる環境等を勘案し、その者の円滑な退 所のために必要な援助を行わなければならな
- 7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者の退所に際しては、居宅サービス計画の作 成等の援助に資するため、指定居宅介護支援 事業者に対する情報の提供に努めるほか、保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所に際しては入所の年月日並びに入所 している介護保険施設の種類及び名称を、退 所に際しては退所の年月日を、当該者の被保 険者証に記載しなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 を提供した際には、提供した具体的なサービ スの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第159条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、法定代理受領サービスに該当する指定地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を 提供した際には、入所者から利用料の一部と して、当該指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護に係る地域密着型介護サービ ス費用基準額(介護保険法施行法(平成9年 法律第124号。以下「施行法」という。) 第13条第3項に規定する要介護旧措置入所 者にあっては、当該指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護について同項に規定 する厚生労働大臣が定める基準により算定し

た費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)とする。次項並びに第184条第1項及び第2項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定 代理受領サービスに該当しない指定地域密着 型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供し た際に入所者から支払を受ける利用料の額と、 地域密着型介護サービス費用基準額との間に、 不合理な差額が生じないようにしなければな らない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用 の額の支払を受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の 3第1項の規定により特定入所者介護サー ビス費が入所者に支給された場合は、同条 第2項第1号に規定する食費の基準費用額 (特定要介護旧措置入所者(施行法第13 条第5項に規定する特定要介護旧措置入所 者をいう。以下同じ。)にあっては、同項 第1号に規定する食費の特定基準費用額。 第184条第3項第1号において同じ。) (法第51条の3第4項の規定により当該 特定入所者介護サービス費が入所者に付わ

(法第51条の3第4項の規定により当該 特定入所者介護サービス費が入所者に代わ り当該指定地域密着型介護老人福祉施設に 支払われた場合は、同条第2項第1号に規 定する食費の負担限度額(特定要介護旧措 置入所者にあっては、施行法第13条第5 項第1号に規定する食費の特定負担限度額。 第184条第3項第1号において同 じ。))を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1 項の規定により特定入所者介護サービス費 が入所者に支給された場合は、同条第2項 第2号に規定する居住費の基準費用額(特 定要介護旧措置入所者にあっては、施行法 第13条第5項第2号に規定する居住費の 特定基準費用額。第184条第3項第2号 において同じ。) (法第51条の3第4項 の規定により当該特定入所者介護サービス 費が入所者に代わり当該指定地域密着型介 護老人福祉施設に支払われた場合は、同条 第2項第2号に規定する居住費の負担限度 額(特定要介護旧措置入所者にあっては、 施行法第13条第5項第2号に規定する居 住費の特定負担限度額。第184条第3項 第2号において同じ。))を限度とす る。)
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所 者が選定する特別な食事の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用に ついては、別に厚生労働大臣が定めるところ によるものとする。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者

の同意を得なければならない。ただし、同項 第1号から第4号までに掲げる費用に係る同 意については、文書によるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

- 第160条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、地域密着型施設サービス計画に基づき、 入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に 資するよう、その者の心身の状況等に応じて、 その者の処遇を妥当適切に行わなければなら ない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者 は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行 うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、 処遇上必要な事項について、理解しやすいよ うに説明を行わなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の提供に当たっては、当該入所者又は他の入 所者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っ てはならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項 の身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の入所者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自ら その提供する指定地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護の質の評価を行い、常にそ の改善を図らなければならない。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第161条 指定地域密着型介護老人福祉施設

- の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務 を担当する介護支援専門員(以下「計画担当 介護支援専門員」という。)は、地域密着型 施設サービス計画の作成に当たっては、入所 者の日常生活全般を支援する観点から、当該 地域の住民による自発的な活動によるサービ ス等の利用も含めて地域密着型施設サービス 計画上に位置付けるよう努めなければならな い。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望 及び入所者についてのアセスメントの結果に 基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入 所者及びその家族の生活に対する意向、総合 的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の目標及びその達成時期、指定地域密着 型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護を提供する上での留意事項等を記載した 地域密着型施設サービス計画の原案を作成し

なければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当 者会議(入所者に対する指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる 他の担当者(以下この条において「担当者」 という。)を召集して行う会議をいう。以下 この章において同じ。)の開催、担当者に対 する照会等により、当該地域密着型施設サー ビス計画の原案の内容について、担当者から、 専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者 又はその家族に対して説明し、文書により入 所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に入所者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める

ものとする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項 に規定する地域密着型施設サービス計画の変 更について準用する。

(介護)

- 第162条 介護は、入所者の自立の支援及び 日常生活の充実に資するよう、入所者の心身 の状況に応じて、適切な技術をもって行われ なければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を 入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対し、その心身の状況に応じて、適切な 方法により、排せつの自立について必要な援 助を行わなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむった使用せざるを得ない入所者のおむった適切に取り替えなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡 が発生しないよう適切な介護を行うとともに、 その発生を予防するための体制を整備しなけ ればならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対し、前各項に規定するもののほか、離 床、着替え、整容等の介護を適切に行わなけ ればならない。
- 7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時 1人以上の介護職員を介護に従事させなけれ ばならない。
- 8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対し、その負担により、当該指定地域密 着型介護老人福祉施設の従業者以外の者によ る介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好 を考慮した食事を、適切な時間に提供しなけ ればならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂る ことを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第164条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所 者のためのレクリエーション行事を行わなけ ればならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に 対する手続について、その者又はその家族に おいて行うことが困難である場合は、その者 の同意を得て、代わって行わなければならない
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に 入所者の家族との連携を図るとともに、入所 者とその家族との交流等の機会を確保するよ う努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者の外出の機会を確保するよう努めなければ ならない。

(機能訓練)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所者に対し、その心身の状況等に応じ て、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、 又はその減退を防止するための訓練を行わな ければならない。

(健康管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設 の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の 状況に注意し、必要に応じて健康保持のため の適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所者について、病院又は診療所に入院 する必要が生じた場合であって、入院後おお むね3月以内に退院することが明らかに見込 まれるときは、その者及びその家族の希望等 を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与す るとともに、やむを得ない事情がある場合を 除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老 人福祉施設に円滑に入所することができるよ うにしなければならない。

(管理者による管理)

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設 の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老 人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなけ ればならない。ただし、当該指定地域密着型 介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、 同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本 体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の 場合は、管理者としての職務を除く。)に従 事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第170条 計画担当介護支援専門員は、第 161条に規定する業務のほか、次に掲げる 業務を行うものとする。
  - (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る 指定居宅介護支援事業者に対する照会等に より、その者の心身の状況、生活歴、病歴、 指定居宅サービス等の利用状況等を把握す ること。
  - (2) 入所者の心身の状況、その置かれている 環境等に照らし、その者が居宅において日

常生活を営むことができるかどうかについ て定期的に検討すること。

- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画 の作成等の援助に資するため、指定居宅介 護支援事業者に対して情報を提供するほか、 保健医療サービス又は福祉サービスを提供 する者と密接に連携すること。
- (5) 第160条第5項に規定する身体的拘束 等の態様及び時間、その際の入所者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 すること。
- (6) 第180条において準用する第40条第 2項に規定する苦情の内容等を記録するこ
- (7) 第178条第3項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置について記録 すること。

(運営規程)

- 第171条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、次に掲げる施設の運営についての重要事 項に関する規程を定めておかなければならな い。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入所定員
  - (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料 その他の費用の額
  - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護を提供するこ とができるよう、従業者の勤務の体制を定め ておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者に よって指定地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護を提供しなければならない。ただ し、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業 務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所定員及び居室の定員を超えて入所さ せてはならない。ただし、災害、虐待その他 のやむを得ない事情がある場合は、この限り でない。

(衛生管理等)

- 第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所者の使用する食器その他の設備又は 飲用に供する水について、衛生的な管理に努 め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなけ ればならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該 指定地域密着型介護老人福祉施設において感 染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない ように、次の各号に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
  - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設に おける感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会をお おむね3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業

者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設に おける感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設に おいて、介護職員その他の従業者に対し、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

- 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入院治療を必要とする入所者のために、 あらかじめ、協力病院を定めておかなければ ならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう 努めなければならない。

(秘密保持等)

- 第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設 の従業者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らし てはならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関 する情報を提供する際には、あらかじめ文書 により入所者の同意を得ておかなければなら ない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の 禁止)

第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設

- は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者 に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着 型介護老人福祉施設を紹介することの対償と して、金品その他の財産上の利益を供与して はならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当 該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退 所者を紹介することの対償として、金品その 他の財産上の利益を収受してはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、事故の発生又はその再発を防止するため、 次の各号に定める措置を講じなければならな い。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定 する報告の方法等が記載された事故発生の 防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供により事故が発生した 場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡 を行うとともに、必要な措置を講じなければ ならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項 の事故の状況及び事故に際して採った処置に ついて記録しなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わ

なければならない。

(記録の整備)

- 第179条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲 げる記録を整備し、その完結の日から2年間 保存しなければならない。
  - (1) 地域密着型施設サービス計画
  - (2) 第158条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第160条第5項に規定する身体的拘束 等の態様及び時間、その際の入所者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第40条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 の提供に際して、利用者から支払を受ける利 用料その他の費用に関する記録及び地域密着 型介護サービス費の請求に関する記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。

(準用)

第180条 第11条、第12条、第14条、 第15条、第24条、第30条、第36条、 第38条、第40条、第43条、第45条、 第75条、第79条、第108条第1項から 第4項までの規定は、指定地域密着型介護老 人福祉施設について準用する。この場合にお いて、第11条第1項中「第33条に規定す る運営規程」とあるのは「第171条に規定 する重要事項に関する規程」と、「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「従業者」と、第15条第1項中「指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の 開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要 と認めるときは、要介護認定」とあるのは 「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「従業者」と、第75条第2項中「この節」 とあるのは「第8章第4節」と、第108条 第1項中「小規模多機能型居宅介護について 知見を有する者」とあるのは「地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護について知見 を有する者」と、「通いサービス及び宿泊 サービスの提供回数等の活動状況」とあるの は「活動状況」と読み替えるものとする。

> 第5節 ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設の基本方 針並びに設備及び運営に関 する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第181条 第1節、第3節及び前節の規定に かかわらず、ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設(施設の全部において少数の居 室及び当該居室に近接して設けられる共同生 活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日 常生活を営むための場所をいう。以下同 じ。)により一体的に構成される場所(以下 「ユニット」という。)ごとに入居者の日常 生活が営まれ、これに対する支援が行われる 指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以 下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に 関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

- 第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備)

- 第183条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとす る。
  - (1) ユニット

### イ 居室

- (イ) 一の居室の定員は、1人とすること。 ただし、入居者への指定地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護の提供 上必要と認められる場合は、2人とす ることができる。
- (p) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむ10人以下としなければならな

V 10

- (n) 一の居室の床面積等は、次のいずれ かを満たすこと。
  - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
  - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (ニ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 口 共同生活室
  - (イ) 共同生活室は、いずれかのユニット に属するものとし、当該ユニットの入 居者が交流し、共同で日常生活を営む ための場所としてふさわしい形状を有 すること。
  - (ロ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
  - (ハ) 必要な設備及び備品を備えること。

### ハ 洗面設備

- (イ) 居室ごとに設けるか、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- (p) 要介護者が使用するのに適したもの とすること。

# ニ 便所

- (イ) 居室ごとに設けるか、又は共同生活 室ごとに適当数設けること。
- (p) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したも

のとすること。

### (3) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療 所とすることとし、入居者を診療するため に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、 必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設 であるサテライト型居住施設については医 務室を必要とせず、入居者を診療するため に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、 必要に応じて臨床検査設備を設けることで 足りるものとする。

#### (4) 廊下幅

- 1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、 専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支 障がない場合は、この限りでない。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第184条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当 する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を提供した際には、入居者から利用 料の一部として、地域密着型介護サービス費 用基準額から当該ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介 護サービス費の額を控除して得た額の支払を 受けるものとする。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用の額の支払を受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の 3第1項の規定により特定入所者介護サー ビス費が入居者に支給された場合は、同条 第2項第1号に規定する食費の基準費用額 (同条第4項の規定により当該特定入所者 介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 に支払われた場合は、同条第2項第1号に 規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
  - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居 者が選定する特別な食事の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代

- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護にお いて提供される便宜のうち、日常生活にお いても通常必要となるものに係る費用で あって、その入居者に負担させることが適 当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用に ついては、別に厚生労働大臣が定めるところ によるものとする。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

- 第185条 指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護は、入居者が、その有する能 力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に 沿って自律的な日常生活を営むことができる ようにするため、地域密着型施設サービス計 画に基づき、入居者の日常生活上の活動につ いて必要な援助を行うことにより、入居者の 日常生活を支援するものとして行われなけれ ばならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれ ぞれの役割を持って生活を営むことができる よう配慮して行われなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護は、入居者のプライバシーの確保に配 慮して行われなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援する

- ことを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の入居者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (介護)
- 第186条 介護は、各ユニットにおいて入居 者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常 生活を営むことを支援するよう、入居者の心 身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わ れなければならない。
- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的

に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第187条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状 況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければ ならない。
- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第188条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、 教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると ともに、入居者が自律的に行うこれらの活動 を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設は、入居者の外出の機会を確保するよう努 めなければならない。

(運営規程)

- 第189条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、次に掲げる施設の運営につい ての重要事項に関する規程を定めておかなけ ればならない。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入居定員

- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料 その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第190条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を 提供することができるよう、従業者の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
  - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1 人以上の介護職員又は看護職員を配置する こと。
  - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
  - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリー ダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のため

- の研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)
- 第191条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び 居室の定員を超えて入居させてはならない。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事 情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第192条 第11条、第12条、第14条、 第15条、第24条、第30条、第36条、 第38条、第40条、第43条、第45条、 第75条、第79条、第108条第1項から 第4項まで、第156条から第158条まで、 第161条、第164条、第166条から第 170条まで及び第174条から第179条 までの規定は、ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設について準用する。この場合 において、第11条第1項中「第33条に規 定する運営規程」とあるのは「第189条に 規定する重要事項に関する規程」と、「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「従業者」と、第15条第1項中「指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供 の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」 と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用 者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第36条中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「従業者」と、第75条第2項中「この 節」とあるのは「第8章第5節」と、第 108条第1項中「小規模多機能型居宅介護 について知見を有する者」とあるのは「地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につ いて知見を有する者」と、「通いサービス及 び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と あるのは「活動状況」と、第170条中「第 161条 | とあるのは「第192条において

準用する第161条」と、同条第5号中「第160条第5項」とあるのは「第185条第7項」と、同条第6号中「第180条」とあるのは「第192条」と、同条第7号中「第178条第3項」とあるのは「第192条において準用する第178条第2項」と、同項第3号中「第158条第2項」と、同項第3号中「第160条第5項」とあるのは「第185条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第192条」とあるのは「第192条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第192条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

## 第9章 複合型サービス 第1節 基本方針

(基本方針)

第193条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第84条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第194条 指定複合型サービスの事業を行う 者(以下「指定複合型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 複合型サービス事業所」という。)ごとに置 くべき指定複合型サービスの提供に当たる従 業者(以下「複合型サービス従業者」とい う。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外

の時間帯に指定複合型サービスの提供に当た る複合型サービス従業者については、常勤換 算方法で、通いサービス(登録者(指定複合 型サービスを利用するために指定複合型サー ビス事業所に登録を受けた者をいう。以下同 じ。)を指定複合型サービス事業所に通わせ て行う指定複合型サービス事業をいう。以下 同じ。) の提供に当たる者をその利用者の数 が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪 問サービス(複合型サービス従業者が登録者 の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合 型サービス(本体事業所である指定複合型 サービス事業所にあっては当該本体事業所に 係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所又はサテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅に おいて行う指定複合型サービスを含む。)を いう。以下この章において同じ。)の提供に 当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間 帯を通じて指定複合型サービスの提供に当た る複合型サービス従業者については、夜間及 び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行わ れる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6 項において同じ。) に当たる者を1以上及び 宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な 数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。
- 3 第1項の複合型サービス従業者のうち1以 上の者は、常勤の保健師又は看護師でなけれ ばならない。
- 4 第1項の複合型サービス従業者のうち、常 勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看 護師又は准看護師(以下この章において「看 護職員」という。)でなければならない。
- 5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの 提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、

看護職員でなければならない。

- 6 宿泊サービス(登録者を指定複合型サービ ス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービ ス(本体事業所である指定複合型サービス事 業所にあっては、当該本体事業所に係るサテ ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘 案し、その処遇に支障がない場合に、当該登 録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定 複合型サービスを含む。) をいう。以下同 じ。)の利用者がいない場合であって、夜間 及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪 問サービスを提供するために必要な連絡体制 を整備しているときは、第1項の規定にかか わらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間 及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合 型サービス従業者を置かないことができる。
- 7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
  - (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (2) 指定地域密着型特定施設
  - (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - (4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条 第2項第4号に規定する療養病床を有する 診療所であるものに限る。)
- 8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に

- 従事し、又は当該指定複合型サービス事業所 に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に 従事することができる。
- 9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大 臣が定める研修を修了している者でなければ ならない。
- 10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第8条第12項の規定により同条第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## (管理者)

- 第195条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に

従事した経験を有する者であって、別に厚生 労働大臣が定める研修を修了しているもの、 又は保健師若しくは看護師でなければならな い。

(指定複合型サービス事業者の代表者)

第196条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

#### 第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

- 第197条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下 この章において同じ。)を25人以下とする。
- 2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる 範囲内において、通いサービス及び宿泊サー ビスの利用定員(当該指定複合型サービス事 業所におけるサービスごとの1日当たりの利 用者の数の上限をいう。以下この章において 同じ。)を定めるものとする。
  - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から 15人まで
  - (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員 の3分の1から9人まで

(設備及び備品等)

第198条 指定複合型サービス事業所は、居 間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備そ の他の非常災害に際して必要な設備その他指

- 定複合型サービスの提供に必要な設備及び備 品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
  - (2) 宿泊室
    - イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
    - ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方 メートル以上としなければならない。た だし、指定複合型サービス事業所が病院 又は診療所である場合であって定員が1 人である宿泊室の床面積については、 6.4平方メートル以上とすることがで きる。
    - ハ イ及び口を満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
    - ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が

確保される地域にあるようにしなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

(指定複合型サービスの基本取扱方針)

- 第199条 指定複合型サービスは、利用者の 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ う、その目標を設定し、計画的に行われなけ ればならない。
- 2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定複合型サービスの具体的取扱方針)

- 第200条 指定複合型サービスの方針は、次 に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
  - (2) 指定複合型サービスは、利用者一人一人 の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割 を持って家庭的な環境の下で日常生活を送 ることができるよう配慮して行うものとす る。
  - (3) 指定複合型サービスの提供に当たっては、 複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画 一的にならないように、利用者の機能訓練 及びその者が日常生活を営むことができる よう必要な援助を行うものとする。
  - (4) 複合型サービス従業者は、指定複合型 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に 行うことを旨とし、利用者又はその家族に

- 対し、療養上必要な事項その他サービスの 提供の内容等について、理解しやすいよう に説明又は必要に応じた指導を行うものと する。
- (5) 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定複合型サービスは、通いサービスの 利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が 通いサービスを利用していない日において は、可能な限り、訪問サービスの提供、電 話連絡による見守り等を行う等登録者の居 宅における生活を支えるために適切なサー ビスを提供しなければならない。
- (9) 看護サービス(指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第202条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。
- (10) 看護サービスの提供に当たっては、医学 の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、 サービスの提供を行わなければならない。

(11) 特殊な看護等については、これを行って はならない。

(主治の医師との関係)

- 第201条 指定複合型サービス事業所の常勤 の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に 基づき適切な看護サービスが提供されるよう、 必要な管理をしなければならない。
- 2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師 に複合型サービス計画及び複合型サービス報 告書を提出し、看護サービスの提供に当たっ て主治の医師との密接な連携を図らなければ ならない。
- 4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は 診療所である場合にあっては、前2項の規定 にかかわらず、第2項の主治の医師の文書に よる指示及び前項の複合型サービス報告書の 提出は、診療記録への記載をもって代えるこ とができる。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

- 第202条 指定複合型サービス事業所の管理 者は、介護支援専門員に複合型サービス計画 の作成に関する業務を、看護師等(准看護師 を除く。第9項において同じ。)に複合型 サービス報告書の作成に関する業務を担当さ せるものとする。
- 2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の 作成に当たっては、看護師等と密接な連携を 図りつつ行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の 作成に当たっては、地域における活動への参 加の機会が提供されること等により、利用者 の多様な活動が確保されるものとなるように 努めなければならない。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、

希望及びその置かれている環境を踏まえて、 他の複合型サービス従業者と協議の上、援助 の目標、当該目標を達成するための具体的な サービスの内容等を記載した複合型サービス 計画を作成するとともに、これを基本としつ つ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、 随時適切に通いサービス、訪問サービス及び 宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を 行わなくてはならない。

- 5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の 作成に当たっては、その内容について利用者 又はその家族に対して説明し、利用者の同意 を得なければならない。
- 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を 作成した際には、当該複合型サービス計画を 利用者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の 作成後においても、常に複合型サービス計画 の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握 を行い、必要に応じて複合型サービス計画の 変更を行う。
- 8 第2項から第6項までの規定は、前項に規 定する複合型サービス計画の変更について準 用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等 を記載した複合型サービス報告書を作成しな ければならない。
- 10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

- 第203条 複合型サービス従業者は、現に指 定複合型サービスの提供を行っているときに 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要 な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行 う等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の複合型サービス従業者が看護職員で ある場合にあっては、必要に応じて臨時応急 の手当てを行わなければならない。

(記録の整備)

- 第204条 指定複合型サービス事業者は、従 業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない。
- 2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 居宅サービス計画
  - (2) 複合型サービス計画
  - (3) 第200条第6号に規定する身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 第201条第2項に規定する主治の医師 による指示の文書
  - (5) 第202条第9項に規定する複合型サービス報告書
  - (6) 次条において準用する第22条第2項に 規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録
  - (7) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
  - (8) 次条において準用する第40条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (9) 次条において準用する第42条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
  - (10) 次条において準用する第108条第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記 録
- 3 指定複合型サービス事業者は、指定複合型 サービスの提供に際して、利用者から支払を 受ける利用料その他の費用に関する記録及び 地域密着型介護サービス費の請求に関する記 録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。

(準用)

第205条 第11条から第15条まで、第

22条、第24条、第30条、第36条から 第40条まで、第42条、第43条、第45 条、第75条、第77条、第80条、第90 条から第93条まで、第96条から第98条 まで、第100条、第101条及び第103 条から第109条までの規定は、指定複合型 サービスの事業について準用する。この場合 において、第11条第1項中「第33条に規 定する運営規程」とあるのは「第205条に おいて準用する第103条に規定する重要事 項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型 サービス従業者」と、第36条中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、 第77条第3項中「認知症対応型通所介護従 業者」とあり、並びに第92条及び第100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあ るのは「複合型サービス従業者」と、第 109条中「第85条第6項各号」とあるの は「第194条第7項各号」と読み替えるも のとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

#### 亀岡市長 栗山正隆

## 亀岡市条例第34号

亀岡市指定地域密着型介護予防 サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例

## 目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護 第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員及び設備に関する基準

- 第1款 単独型指定介護予防認知症対応 型通所介護及び併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護(第 6条-第8条)
- 第2款 共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護 (第9条-第11条)
- 第3節 運営に関する基準 (第12条-第42条)
- 第4節 介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準 (第43条・第 44条)
- 第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針(第45条)
  - 第2節 人員に関する基準(第46条-第48条)
  - 第3節 設備に関する基準(第49条・第 50条)
  - 第4節 運営に関する基準(第51条-第67条)
  - 第5節 介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(第68条-第 71条)

- 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
  - 第1節 基本方針(第72条)
  - 第2節 人員に関する基準(第73条-第75条)
  - 第3節 設備に関する基準(第76条)
  - 第4節 運営に関する基準(第77条-第 88条)
  - 第5節 介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(第89条-第 92条)

附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号、第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件、人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法 及び介護保険法施行令(平成10年政令第 412号)で使用する用語の例によるものの ほか、次に定めるところによる。
  - (1) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
  - (2) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号又は第2号 に規定する厚生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額(その額が現に当該指 定地域密着型介護予防サービスに要した費 用の額を超えるときは、当該現に指定地域

密着型介護予防サービスに要した費用の額 とする。)をいう。

- (3) 法定代理受領サービス 法第54条の2 第6項の規定により地域密着型介護予防 サービス費が利用者に代わり当該指定地域 密着型介護予防サービス事業者に支払われ る場合の当該地域密着型介護予防サービス 費に係る指定地域密着型介護予防サービス をいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の 一般原則)

- 第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業 者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常 に利用者の立場に立ったサービスの提供に努 めなければならない。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、 指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス 事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条 例で定める者は、法人(亀岡市暴力団排除条 例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条 第4号イ及びエに掲げる者を除く。)とする。

> 第2章 介護予防認知症対応型通所介 護

第1節 基本方針

第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定介護予防認知 症対応型通所介護及び併 設型指定介護予防認知症 対応型通所介護

(従業者の員数)

第6条 单独型指定介護予防認知症対応型通所 介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人 ホーム (老人福祉法 (昭和38年法律第 133号) 第20条の5に規定する特別養護 老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、 診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又 は特定施設をいう。以下同じ。) に併設され ていない事業所において行われる指定介護予 防認知症対応型通所介護をいう。以下同 じ。) の事業を行う者及び併設型指定介護予 防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホー ム等に併設されている事業所において行われ る指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。 以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独 型,併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業

所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所」という。)ごとに 置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章に おいて「看護職員」という。)又は介護職 員 単独型·併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独 型,併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供に当たる看護職員又は介護職員 が1以上及び当該単独型・併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護を提供している 時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも 専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護の提供に当たる者に限 る。) が勤務している時間数の合計数を当 該単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護を提供している時間数で除して 得た数が1以上確保されるために必要と認 められる数
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前 項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1

- 人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護に従事させなければならな い。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支 障がない場合は、他の単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職 員又は介護職員として従事することができる ものとする。
- 4 前各項の単独型・併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護であって その提供が同時に1又は複数の利用者(当該 单独型·併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対 応型通所介護事業者 (亀岡市指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例(平成24年亀岡市条 例第33号。以下「指定地域密着型サービス 基準」という。) 第64条第1項に規定する 単独型·併設型指定認知症対応型通所介護事 業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受 け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指 定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定 する単独型・併設型指定認知症対応型通所介 護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事 業所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単 独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利 用者。以下この条において同じ。) に対して 一体的に行われるものをいい、その利用定員 (当該単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所において同時に単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の 提供を受けることができる利用者の数の上限 をいう。第8条第2項第1号イにおいて同

じ。) を12人以下とする。

- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、 かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合につい ては、指定地域密着型サービス基準第64条 第1項から第6項までに規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、前各項に規定 する基準を満たしているものとみなすことが できる。

(管理者)

- 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、単独型・併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある 他の事業所、施設等の職務に従事することが できるものとする。
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を 提供するために必要な知識及び経験を有する

者であって、別に厚生労働大臣が定める研修 を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

- 第8条 単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、 静養室、相談室及び事務室を有するほか、消 火設備その他の非常災害に際して必要な設備 並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護の提供に必要なその他の設備及 び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室
    - イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
    - ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
  - (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の 事業の用に供するものでなければならない。 ただし、利用者に対する単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障 がない場合は、この限りでない。
- 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、 かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合につい

ては、指定地域密着型サービス基準第66条 第1項から第3項までに規定する設備に関す る基準を満たすことをもって、前3項に規定 する基準を満たしているものとみなすことが できる。

第2款 共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第113条第 1項に規定する指定認知症対応型共同生活介 護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (第73条第1項に規定する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条 において同じ。) の居間若しくは食堂又は指 定地域密着型特定施設(指定地域密着型サー ビス基準第132条第1項に規定する指定地 域密着型特定施設をいう。次条及び第46条 第6項第2号において同じ。) 若しくは指定 地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着 型サービス基準第153条第1項に規定する 指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次 条及び第46条第6項第3号において同 じ。)の食堂若しくは共同生活室において、 これらの事業所又は施設の利用者、入居者又 は入所者とともに行う指定介護予防認知症対 応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護」という。)の事業を行 う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者」という。)が当該事業を 行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所」という。)に置く べき従業者の員数は、当該利用者、当該入居 者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共

用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第67条第1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介 護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せ て受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応 型通所介護(同項に規定する共用型指定認知 症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合にあっては、当該事業所におけ る共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用 者。次条において同じ。)の数を合計した数 について、第73条又は指定地域密着型サー ビス基準第113条、第133条若しくは第 154条の規定を満たすために必要な数以上 とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事 業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用 型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一 の事業所において一体的に運営されている場 合については、指定地域密着型サービス基準 第67条第1項に規定する人員に関する基準 を満たすことをもって、前項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。 (利用定員等)
- 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所において 同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供を受けることができる利用者の数 の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施 設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごと

に1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第 1項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に 規定する指定介護予防サービスをいう。)、 指定地域密着型介護予防サービス若しくは指 定介護予防支援(法第58条第1項に規定す る指定介護予防支援をいう。) の事業又は介 護保険施設(法第8条第24項に規定する介 護保険施設をいう。) 若しくは指定介護療養 型医療施設(健康保険法等の一部を改正する 法律(平成18年法律第83号)附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効 力を有するものとされた同法第26条の規定 による改正前の法第48条第1項第3号に規 定する指定介護療養型医療施設をいう。第 46条第6項第4号において同じ。)の運営 (第46条第7項において「指定居宅サービ ス事業等」という。) について3年以上の経 験を有する者でなければならない。

(管理者)

- 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地 内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予

防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第7 条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

#### 第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下 同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 申込者又はその家族に対し、第28条に規定 する運営規程の概要、介護予防認知症対応型 通所介護従業者(第6条第1項又は第9条第 1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に 資すると認められる重要事項を記した文書を 交付して説明を行い、当該提供の開始につい て利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち イ又は口に掲げるもの
    - イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事

業者の使用に係る電子計算機と利用申込 者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて送信 し、受信者の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録する方法

- ロ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもっ て調製するファイルに前項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその 家族がファイルへの記録を出力することによ り文書を作成することができるものでなけれ ばならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の 使用に係る電子計算機と、利用申込者又はそ の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、第2項の規定により第1項に規定する重 要事項を提供しようとするときは、あらかじ め、当該利用申込者又はその家族に対し、そ の用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内 容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を

得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者が使用 するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防 認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申 込者又はその家族から文書又は電磁的方法に より電磁的方法による提供を受けない旨の申 出があった場合は、当該利用申込者又はその 家族に対し、第1項に規定する重要事項の提 供を電磁的方法によってしてはならない。た だし、当該利用申込者又はその家族が再び前 項の規定による承諾をした場合は、この限り でない。

(提供拒否の禁止)

- 第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知 症対応型通所介護の提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応)
- 第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所(単独型・併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。 以下同じ。)の通常の事業の実施地域(当該 事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護 予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介

護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の 13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護の提供の開始に際し、要支援認定を受けて いない利用申込者については、要支援認定の 申請が既に行われているかどうかを確認し、 申請が行われていない場合は、当該利用申込 者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行わ れるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護の提供に当たっては、利用者に係る介護予 防支援事業者が開催するサービス担当者会議 (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準(平 成18年厚生労働省令第37号。以下「指定 介護予防支援等基準」という。)第30条第 9号に規定するサービス担当者会議をいう。 以下この章において同じ。) 等を通じて、利 用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利 用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護を提供するに当たっては、介護予防支援事 業者その他保健医療サービス又は福祉サービ スを提供する者との密接な連携に努めなけれ ばならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提 供の終了に際しては、利用者又はその家族に 対して適切な指導を行うとともに、当該利用 者に係る介護予防支援事業者に対する情報の 提供及び保健医療サービス又は福祉サービス を提供する者との密接な連携に努めなければ ならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの 提供) 第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、介護予防サービス計画(施行規則 第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。 以下同じ。)が作成されている場合は、当該 計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所 介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第21条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、利用者が介護予防サービス計画の 変更を希望する場合は、当該利用者に係る介 護予防支援事業者への連絡その他の必要な援 助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第22条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護を提供した際には、当該指定介護予防認知 症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指 定介護予防認知症対応型通所介護について法 第54条の2第6項の規定により利用者に代 わって支払を受ける地域密着型介護予防サー ビス費の額その他必要な事項を、利用者の介 護予防サービス計画を記載した書面又はこれ に準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第23条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供し た際には、その利用者から利用料の一部とし て、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 に係る地域密着型介護予防・サービス費用基準 額から当該指定介護予防認知症対応型通所介

- 護事業者に支払われる地域密着型介護予防 サービス費の額を控除して得た額の支払を受 けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、法定代理受領サービスに該当しない指定 介護予防認知症対応型通所介護を提供した際 にその利用者から支払を受ける利用料の額と、 指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地 域密着型介護予防サービス費用基準額との間 に、不合理な差額が生じないようにしなけれ ばならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各 号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け ることができる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) おむつ代
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとす る。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、第3項の費用の額に係るサービスの提供

に当たっては、あらかじめ、利用者又はその 家族に対し、当該サービスの内容及び費用に ついて説明を行い、利用者の同意を得なけれ ばならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、法定代理受領サービスに該当しな い指定介護予防認知症対応型通所介護に係る 利用料の支払を受けた場合は、提供した指定 介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載した サービス提供証明書を利用者に対して交付し なければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第25条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護を受けている利用者が次の各号のいずれか に該当する場合は、遅滞なく、意見を付して その旨を市に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに指定介護予防認知症対 応型通所介護の利用に関する指示に従わな いことにより、要支援状態の程度を増進さ せたと認められるとき又は要介護状態に なったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所の管理者(第7条又は第11条の管理 者をいう。以下この条及び第44条において 同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所

- 介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防 認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を 一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵 守させるため必要な指揮命令を行うものとす る。

(運営規程)

- 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ いての重要事項に関する規程(以下この章に おいて「運営規程」という。)を定めておか なければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第6条第4項又は第10条第1項の利用定員をいう。第30条において同じ。)
  - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防 認知症対応型通所介護を提供できるよう、指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごと に従業者の勤務の体制を定めておかなければ ならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

- は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の従業者によって指定介護予防 認知症対応型通所介護を提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の 資質の向上のために、その研修の機会を確保 しなければならない。

(定員の遵守)

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認 知症対応型通所介護の提供を行ってはならな い。ただし、災害その他のやむを得ない事情 がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立 て、非常災害時の関係機関への通報及び連携 体制を整備し、それらを定期的に従業者に周 知するとともに、定期的に避難、救出その他 必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、利用者の使用する施設、食器その 他の設備又は飲用に供する水について、衛生 的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講 じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において感染症が発生し、又はまん延 しないように必要な措置を講ずるよう努めな ければならない。

(掲示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を掲示しなけ ればならない。

(秘密保持等)

- 第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を 漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所の従業者であった者が、正当な理由が なく、その業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措 置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、サービス担当者会議等において、利用者 の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該 家族の同意を、あらかじめ文書により得てお かなければならない。

(広告)

第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所について広告をする場合においては、 その内容が虚偽又は誇大なものとしてはなら ない

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁 止)

- 第36条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、介護予防支援事業者又はその従業 者に対し、利用者に特定の事業者によるサー ビスを利用させることの対償として、金品そ の他の財産上の利益を供与してはならない。 (苦情処理)
- 第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、提供した指定介護予防認知症対応 型通所介護に係る利用者及びその家族からの

- 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該 苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、市からの求めがあった場合には、前項の 改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、国民健康保険団体連合会からの求めが あった場合には、前項の改善の内容を国民健 康保険団体連合会に報告しなければならない。 (事故発生時の対応)
- 第38条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、利用者に対する指定介護予防認知 症対応型通所介護の提供により事故が発生し

- た場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前項の事故の状況及び事故に際して採っ た処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、利用者に対する指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供により賠償すべき事故が発 生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけ ればならない。

(会計の区分)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所ごとに経理を区分するとともに、指 定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会 計とその他の事業の会計を区分しなければな らない。

(地域との連携等)

- 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、その事業の運営に当たっては、地 域住民又はその自発的な活動等との連携及び 協力を行う等の地域との交流を図らなければ ならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、その事業の運営に当たっては、提供した 指定介護予防認知症対応型通所介護に関する 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する 者が相談及び援助を行う事業その他の市が実 施する事業に協力するよう努めなければなら ない。

(記録の整備)

- 第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関 する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応

型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる 記録を整備し、その完結の日から2年間保存 しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等 の記録
- (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提 供に際して、利用者から支払を受ける利用料 その他の費用に関する記録及び地域密着型介 護予防サービス費の請求に関する記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。

(暴力団員等の排除)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において、管理者、副管理者その他い かなる名称を有する者であるかを問わず、そ れと同等以上の職にある者であって、利用者 の利益に重大な影響を及ぼす業務についての 一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は 当該事業所の業務を統括する者の権限を代行 し得る地位にあるものは、亀岡市暴力団排除 条例第2条第3号に掲げる暴力団員であって はならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、その運営について、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。

第4節 介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型通所介護の基本 取扱方針)

- 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護 は、利用者の介護予防に資するよう、その目 標を設定し、計画的に行われなければならな い。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、自らその提供する指定介護予防認知症対 応型通所介護の質の評価を行い、常にその改 善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、利用者がその有する能力を最大限活用す ることができるような方法によるサービスの 提供に努めることとし、利用者が有する能力 を阻害する等の不適切なサービスの提供を行 わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提 供に当たり、利用者とのコミュニケーション を十分に図ることその他の様々な方法により、 利用者が主体的に事業に参加するよう適切な 働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体 的取扱方針)

- 第44条 指定介護予防認知症対応型通所介護 の方針は、第5条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲 げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通

- じる等の適切な方法により、利用者の心身 の状況、その置かれている環境等利用者の 日常生活全般の状況の的確な把握を行うも のとする。
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の管理者は、前号に規定する利用者の日 常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指 定介護予防認知症対応型通所介護の目標、 当該目標を達成するための具体的なサービ スの内容、サービスの提供を行う期間等を 記載した介護予防認知症対応型通所介護計 画を作成するものとする。
- (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、 既に介護予防サービス計画が作成されてい る場合は、当該計画の内容に沿って作成し なければならない。
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の管理者は、介護予防認知症対応型通所 介護計画の作成に当たっては、その内容に ついて利用者又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の管理者は、介護予防認知症対応型通所 介護計画を作成した際には、当該介護予防 認知症対応型通所介護計画を利用者に交付 しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提

- 供に当たっては、介護予防認知症対応型通 所介護計画に基づき、利用者が日常生活を 営むのに必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、 適切な介護技術をもってサービスの提供を 行うものとする。
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づ くサービスの提供の開始時から、当該介護 予防認知症対応型通所介護計画に記載した サービスの提供を行う期間が終了するまで に、少なくとも1回は、当該介護予防認知 症対応型通所介護計画の実施状況の把握 (以下この条において「モニタリング」と いう。)を行うものとする。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の管理者は、モニタリングの結果を記録 し、当該記録を当該サービスの提供に係る 介護予防サービス計画を作成した指定介護 予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の管理者は、モニタリングの結果を踏ま え、必要に応じて介護予防認知症対応型通 所介護計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号 に規定する介護予防認知症対応型通所介護 計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅 介護

第1節 基本方針

第45条 指定地域密着型介護予防サービスに 該当する介護予防小規模多機能型居宅介護 (以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介 護」という。)の事業は、その利用者が可能 な限りその居宅において、又はサービスの拠 点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該 拠点において、家庭的な環境と地域住民との 交流の下で自立した日常生活を営むことがで きるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その 他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこ とにより、利用者の心身機能の維持回復を図 り、もって利用者の生活機能の維持又は向上 を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業者」という。)が当 該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所」という。)ご とに置くべき指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予 防小規模多機能型居宅介護従業者」とい う。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外 の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型 居宅介護従業者については、常勤換算方法で、 通いサービス (登録者 (指定介護予防小規模 多機能型居宅介護を利用するために指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を 受けた者をいう。以下この章において同 じ。)を指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機 能型居宅介護をいう。以下この章において同 じ。) の提供に当たる者をその利用者(当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者

が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定 地域密着型サービス基準第85条第1項に規 定する指定小規模多機能型居宅介護事業者を いう。以下この章において同じ。) の指定を 併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居 宅介護(指定地域密着型サービス基準第84 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護を いう。以下この章において同じ。)の事業と が同一の事業所において一体的に運営されて いる場合にあっては、当該事業所における指 定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定 小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この 節及び次節において同じ。)の数が3又はそ の端数を増すごとに1以上及び訪問サービス (介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が 登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行 う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項 に規定する本体事業所である指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該 本体事業所に係る同項に規定するサテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所の登録者の居宅において行う指定介護予防 小規模多機能型居宅介護を、同項に規定する サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては当該サテライト型指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に 係る同項に規定する本体事業所及び当該本体 事業所に係る他の同項に規定するサテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所の登録者の居宅において行う指定介護予防 小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。 以下この章において同じ。) の提供に当たる 者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通 じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿

直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を3該宿直勤務に必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。
- 3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者のうち1以上の者は、常勤でなければ ならない。
- 4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看 護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス (登録者を指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う 指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7 項に規定する本体事業所である指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 当該本体事業所に係る同項に規定するサテラ イト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その 処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該 本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小 規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以 下この章において同じ。) の利用者がいない 場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じ て利用者に対して訪問サービスを提供するた めに必要な連絡体制を整備しているときは、 第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の 時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿 直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者を置かないことができる。
- 6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併 設されている場合において、前各項に定める 人員に関する基準を満たす介護予防小規模多 機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号 に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは、当該介護予防小

規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に 掲げる施設等の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所であって、指定居宅サービス事業等その他 の保健医療又は福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービ ス事業者(指定地域密着型サービス基準第 194条第1項に規定する指定複合型サービ ス事業者をいう。) により設置される当該指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以 外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所又は指定複合型サービス事業所(同項に 規定する指定複合型サービス事業所をい う。) であって当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小 規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行 うもの(以下「本体事業所」という。)との 密接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に 当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者については、本体事業所の職員により当該 サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、1人以上とすること ができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 については、夜間及び深夜の時間帯を通じて

本体事業所において宿直勤務を行う介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型 サービス従業者(指定地域密着型サービス基 準第194条第1項に規定する複合型サービ ス従業者をいう。)により当該サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の処遇が適切に行われると認められ るときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿 直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者を置かないことができる。

- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 については、本体事業所の看護師又は准看護 師により登録者の処遇が適切に行われると認 められるときは、看護師又は准看護師を置か ないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 1 1 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働 大臣が定める研修を修了している者でなけれ ばならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の

- 作成が適切に行われるときは、介護支援専門 員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介 護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生 労働大臣が定める研修を修了している者(第 69条において「研修修了者」という。)を 置くことができる。
- 13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第85条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## (管理者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の 職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6 項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷 地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所(指定地域密着型サービス基準第8 条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。) の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型 サービス基準第8条第1項に規定する指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をい う。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介 護事業者(指定地域密着型サービス基準第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができるものとする。

- 2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準 第195条第1項の規定にかかわらず、指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管 理上支障がない場合は、サテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理 者は、本体事業所の管理者をもって充てるこ とができるものとする。
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20条の2の2に規定する老人デイサービス センターをいう。以下同じ。)、介護老人保 健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業 所、指定複合型サービス事業所、指定介護事 下、規模多機能型居宅介護事業所等の従業者 又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条 第2項に規定する政令で定める者をいう。次 条、第74条第2項及び第75条において同 じ。)として3年以上認知症である者の介護 に従事した経験を有する者であって、別に厚 生労働大臣が定める研修を修了しているもの でなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者の代表者)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若し くは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

#### 第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

- 第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所は、その登録定員(登録者の数(当 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能 型居宅介護の事業とが同一の事業所において 一体的に運営されている場合にあっては、登 録者の数及び指定地域密着型サービス基準第 85条第1項に規定する登録者の数の合計 数)の上限をいう。以下この章において同 じ。)を25人(サテライト型指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 18人)以下とする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所は、次に掲げる範囲内において、通いサー ビス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にお けるサービスごとの1日当たりの利用者の数 の上限をいう。以下この章において同じ。) を定めるものとする。
  - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から 15人(サテライト型指定介護予防小規模

多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人)まで

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員 の3分の1から9人(サテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所に あっては、6人)まで

(設備及び備品等)

- 第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴 室、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備その他指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備え なければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
  - (2) 宿泊室
    - イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
    - ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
    - ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
    - ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供

- するものでなければならない。ただし、利用 者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に支障がない場合は、この限りで ない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所は、利用者の家族との交流の機会の確保や 地域住民との交流を図る観点から、住宅地又 は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民 との交流の機会が確保される地域にあるよう にしなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能 型居宅介護の事業とが同一の事業所において 一体的に運営されている場合については、指 定地域密着型サービス基準第89条第1項か ら第4項までに規定する設備に関する基準を 満たすことをもって、前各項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。

## 第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員 (第46条第12項の規定により、介護支援 専門員を配置していないサテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっ ては、本体事業所の介護支援専門員。以下こ の条及び第69条において同じ。)が開催す るサービス担当者会議(介護支援専門員が指 定介護予防サービス等の利用に係る計画の作 成のために指定介護予防サービス等の利用に 係る計画の原案に位置付けた指定介護予防 サービス等の担当者を召集して行う会議をい う。)等を通じて、利用者の心身の状況、そ の置かれている環境、他の保健医療サービス 又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め なければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

- 第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護を提供するに当たっては、介護予防 サービス事業者その他保健医療サービス又は 福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 を提供するに当たっては、利用者の健康管理 を適切に行うため、主治の医師との密接な連 携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者のうち訪問サービスの提供に当たる ものに身分を証する書類を携行させ、初回訪 問時及び利用者又はその家族から求められた ときは、これを提示すべき旨を指導しなけれ ばならない。

(利用料等の受領)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、法定代理受領サービスに該当す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提 供した際には、その利用者から利用料の一部 として、当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費

- 用基準額から当該指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介 護予防サービス費の額を控除して得た額の支 払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の 各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受 けることができる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 宿泊に要する費用
  - (5) おむつ代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、第3項の費用の額に係るサービスの提 供に当たっては、あらかじめ、利用者又はそ

の家族に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、利用者の同意を得なけ ればならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ の他利用者の行動を制限する行為(以下「身 体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第56条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、毎月、市(法第54条の2第9 項において準用する法第41条第10項の規 定により法第54条の2第8項の規定による 審査及び支払に関する事務を国民健康保険団 体連合会に委託している場合にあっては、当 該国民健康保険団体連合会)に対し、指定介 護予防サービス等の利用に係る計画において 位置付けられている指定介護予防サービス等 のうち法定代理受領サービスとして位置付け たものに関する情報を記載した文書を提出し なければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する 場合その他登録者からの申出があった場合に は、当該登録者に対し、直近の指定介護予防 サービス等の利用に係る計画及びその実施状 況に関する書類を交付しなければならない。 (緊急時等の対応)

第58条 介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供を行っているときに利用者に病 状の急変が生じた場合その他必要な場合は、 速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定 めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な 措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サー ビスの利用定員
  - (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) その他運営に関する重要事項 (定員の遵守)
- 第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、登録定員並びに通いサービス及 び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の提供を行って はならない。ただし、通いサービス及び宿泊 サービスの利用は、利用者の様態や希望等に より特に必要と認められる場合は、一時的に その利用定員を超えることはやむを得ないも のとする。なお、災害その他のやむを得ない

事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策)

- 第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、非常災害に関する具体的計画を 立て、非常災害時の関係機関への通報及び連 携体制を整備し、それらを定期的に従業者に 周知するとともに、定期的に避難、救出その 他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めな ければならない。

(協力医療機関等)

- 第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、主治の医師との連携を基本とし つつ、利用者の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、協力医療機関を定めておかなけ ればならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定め ておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、提供した指定介護予防小規模多 機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況 を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多 機能型居宅介護が行われているかどうかを確 認するために市が行う調査に協力するととも に、市から指導又は助言を受けた場合におい ては、当該指導又は助言に従って必要な改善 を行わなければならない。

(地域との連携等)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者 の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の 職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115条の46第1項に規定する地域包括支 援センターの職員、介護予防小規模多機能型 居宅介護について知見を有する者等により構 成される協議会(以下この項において「運営 推進会議」という。)を設置し、おおむね2 月に1回以上、運営推進会議に対し通いサー ビス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状 況を報告し、運営推進会議による評価を受け るとともに、運営推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を 公表しなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住 民又はその自発的な活動等との連携及び協力 を行う等の地域との交流を図らなければなら ない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所の所在する建物と同一の建物に居住す る利用者に対して指定介護予防小規模多機能 型居宅介護を提供する場合には、当該建物に 居住する利用者以外の者に対しても指定介護

予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅 において生活を継続できるよう支援すること を前提としつつ、利用者が第46条第6項各 号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希 望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等 が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努め るものとする。

(記録の整備)

- 第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならな い。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、利用者に対する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲 げる記録を整備し、その完結の日から2年間 保存しなければならない。
  - (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
  - (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
  - (3) 次条において準用する第22条第2項に 規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録
  - (4) 第55条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
  - (6) 次条において準用する第37条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (7) 次条において準用する第38条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
  - (8) 第64条第2項に規定する報告、評価、

要望、助言等の記録

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に際して、利用者から支払を受ける利 用料その他の費用に関する記録及び地域密着 型介護予防サービス費の請求に関する記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。

(準用)

第67条 第12条から第16条まで、第22 条、第24条、第25条、第27条、第29 条、第32条から第39条まで及び第42条 の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

> 第5節 介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

- 第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護は、利用者の介護予防に資するよう、その 目標を設定し、計画的に行われなければなら ない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、自らその提供する指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、 定期的に外部の者による評価を受けて、それ

らの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に当たり、利用者ができる限り要介護 状態とならないで自立した日常生活を営むこ とができるよう支援することを目的とするも のであることを常に意識してサービスの提供 に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、利用者がその有する能力を最大限活用 することができるような方法によるサービス の提供に努めることとし、利用者が有する能 力を阻害する等の不適切なサービスの提供を 行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に当たり、利用者とのコミュニケー ションを十分に図ることその他の様々な方法 により、利用者が主体的に事業に参加するよ う適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護の方針は、第45条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、主治の医師又は歯科医 師からの情報伝達を通じる等の適切な方法 により、利用者の心身の状況、その置かれ ている環境等利用者の日常生活全般の状況 の的確な把握を行うものとする。
  - (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用 者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ て、指定介護予防支援等基準第30条各号 に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防 支援等基準第31条各号に掲げる留意点に

- 沿って、指定介護予防サービス等の利用に 係る計画を作成するものとする。
- (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研 修修了者(以下この条において「介護支援 専門員等」という。)は、第1号に規定す る利用者の日常生活全般の状況及び希望を 踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居 宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小 規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービスの内容、 サービスの提供を行う期間等を記載した介 護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成 するとともに、これを基本としつつ、利用 者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適 切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊 サービスを組み合わせた介護を行わなくて はならない。
- (4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、 地域における活動への参加の機会の提供等 により、利用者の多様な活動の確保に努め なければならない。
- (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそ の置かれている環境を踏まえて、通いサー

- ビス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、利用者一人一人の人格 を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持っ て家庭的な環境の下で日常生活を送ること ができるよう配慮して行うものとする。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、介護予防小規模多機能 型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生 活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、サー ビスの提供方法等について、理解しやすい ように説明を行うものとする。
- (11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、通いサービスの利用者 が登録定員に比べて著しく少ない状態が続 くものであってはならない。
- (12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

- (14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模 多機能型居宅介護計画の変更を行うものと する。
- (15) 第1号から第13号までの規定は、前号 に規定する介護予防小規模多機能型居宅介 護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第70条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資す るよう、適切な技術をもって行わなければな らない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所における利用者の食事その他の家事等は、 可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型 居宅介護従業者が共同で行うよう努めるもの とする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第71条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、利用者の外出の機会の確保その 他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続 のための支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行 政機関に対する手続等について、その者又は その家族が行うことが困難である場合は、そ の者の同意を得て、代わって行わなければな らない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、常に利用者の家族との連携を図るとと もに利用者とその家族との交流等の機会を確 保するよう努めなければならない。

# 第4章 介護予防認知症対応型共同生 活介護

## 第1節 基本方針

第72条 指定地域密着型介護予防サービスに 該当する介護予防認知症対応型共同生活介護 (以下「指定介護予防認知症対応型共同生活 介護」という。)の事業は、その認知症であ る利用者が可能な限り共同生活住居(法第8 条の2第17項に規定する共同生活を営むべ き住居をいう。以下同じ。)において、家庭 的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排 せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支 援及び機能訓練を行うことにより、利用者の 心身機能の維持回復を図り、もって利用者の 生活機能の維持又は向上を目指すものでなけ ればならない。

#### 第2節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所」とい う。) ごとに置くべき指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以 下「介護従業者」という。) の員数は、当該 事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間 及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる 介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生 活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型 共同生活介護事業者(指定地域密着型サービ ス基準第113条第1項に規定する指定認知 症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同

- じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定 認知症对応型共同生活介護(指定地域密着型 サービス基準第112条に規定する指定認知 症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所に おける指定介護予防認知症対応型共同生活介 護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用 者。以下この条及び第76条において同 じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通 じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤 務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせる ために必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推 定数による。
- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、 常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準第85条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としな

ければならない。ただし、利用者の処遇に支 障がない場合は、当該共同生活住居における 他の職務に従事することができるものとする。

- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大 臣が定める研修を修了している者でなければ ならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員 でない他の計画作成担当者の業務を監督する ものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、 特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人 保健施設の支援相談員その他の認知症である 者の介護サービスに係る計画の作成に関し実 務経験を有すると認められる者をもって充て ることができるものとする。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業 者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知 症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合につ いては、指定地域密着型サービス基準第 113条第1項から第9項までに規定する人 員に関する基準を満たすことをもって、前各 項に規定する基準を満たしているものとみな すことができる。

(管理者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその

- 職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
- 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護 予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老 人ホーム、老人デイサービスセンター、介護 老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介 護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、 3年以上認知症である者の介護に従事した経 験を有する者であって、別に厚生労働大臣が 定める研修を修了しているものでなければな らない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施 設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等 の従業者若しくは訪問介護員等として、認知 症である者の介護に従事した経験を有する者 又は保健医療サービス若しくは福祉サービス の提供を行う事業の経営に携わった経験を有 する者であって、別に厚生労働大臣が定める 研修を修了しているものでなければならない。

## 第3節 設備に関する基準

- 第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所は、共同生活住居を有するものと し、その数は1又は2とする。
- 2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同 生活住居において同時に指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供を受けることがで

きる利用者の数の上限をいう。第84条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

- 3 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- 4 一の居室の床面積は、7.43平方メート ル以上としなければならない。
- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第116条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(入退居)

第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護は、要支援者であって認知症であるもの のうち、少人数による共同生活を営むことに 支障がない者に提供するものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、入居に際しては入居の年月日 及び入居している共同生活住居の名称を、退 居に際しては退居の年月日を、利用者の被保 険者証に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活 介護を提供した際には、提供した具体的な

サービスの内容等を記録しなければならない。 (利用料等の受領)

- 第79条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、法定代理受領サービスに該当 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護 を提供した際には、その利用者から利用料の 一部として、当該指定介護予防認知症対応型 共同生活介護に係る地域密着型介護予防み中 ビス費用基準額から当該指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業者に支払われる地域 密着型介護予防サービス費の額を控除して得 た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
  - (1) 食材料費
  - (2) 理美容代
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なけ

ればならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘 束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介 護予防認知症対応型共同生活介護を提供でき るよう、従業者の勤務の体制を定めておかな ければならない。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに 当たっては、利用者が安心して日常生活を送 ることができるよう、継続性を重視したサー ビスの提供に配慮しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)
- 第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超 えて入居させてはならない。ただし、災害そ の他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。

(協力医療機関等)

- 第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、利用者の病状の急変等に備え るため、あらかじめ、協力医療機関を定めて おかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の 禁止)

第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、介護予防支援事業者又はその 従業者に対し、要支援被保険者に対して当該 共同生活住居を紹介することの対償として、 金品その他の財産上の利益を供与してはなら ない。 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

- 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計 に関する諸記録を整備しておかなければなら ない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
  - (2) 第78条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第80条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第37条第2項に 規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第38条第2項に 規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
  - (7) 次条において準用する第64条第2項に 規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び地域密着型介護予防サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第 16条、第24条、第25条、第27条、第 32条から第35条まで、第37条から第 39条まで、第42条、第58条、第61条、 第63条及び第64条の規定は、指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第12条第1 項中「第28条に規定する運営規程」とある のは「第82条に規定する重要事項に関する 規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護 従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27条第2項中「この節」とあるのは「第4 章第4節」と、第33条中「介護予防認知症 対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従 業者」と、第58条中「介護予防小規模多機 能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第61条中「指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介 護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、 第64条第1項中「介護予防小規模多機能型 居宅介護について知見を有する者」とあるの は「介護予防認知症対応型共同生活介護につ いて知見を有する者」と、「通いサービス及 び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と あるのは「活動状況」と読み替えるものとす る。

第5節 介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の 基本取扱方針)

- 第89条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護は、利用者の介護予防に資するよう、そ の目標を設定し、計画的に行われなければな らない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者は、自らその提供する指定介護予防認知

- 症対応型共同生活介護の質の評価を行うとと もに、定期的に外部の者による評価を受けて、 それらの結果を公表し、常にその改善を図ら なければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の 具体的取扱方針)

- 第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の方針は、第72条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、 次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たっては、主治の医師又は歯科 医師からの情報伝達を通じる等の適切な方 法により、利用者の心身の状況、その置か れている環境等利用者の日常生活全般の状 況の的確な把握を行うものとする。
  - (2) 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ

- て、他の介護従業者と協議の上、指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の目標、当 該目標を達成するための具体的なサービス の内容、サービスの提供を行う期間等を記 載した介護予防認知症対応型共同生活介護 計画を作成するものとする。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応 型共同生活介護計画の作成に当たっては、 通所介護等の活用、地域における活動への 参加の機会の提供等により、利用者の多様 な活動の確保に努めなければならない。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応 型共同生活介護計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対 して説明し、利用者の同意を得なければな らない。
- (5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たっては、利用者一人一人の人 格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を 持って家庭的な環境の下で日常生活を送る ことができるよう配慮して行わなければな らない。
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たっては、介護予防認知症対応 型共同生活介護計画に基づき、利用者が日 常生活を営むのに必要な支援を行わなけれ ばならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこと を旨とし、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しや すいように説明を行わなければならない。
- (9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び 利用者が介護予防認知症対応型共同生活介

- 護計画に基づき利用する他の指定介護予防 サービス等を行う者との連絡を継続的に行 うことにより、介護予防認知症対応型共同 生活介護計画に基づくサービスの提供の開 始時から、当該介護予防認知症対応型共同 生活介護計画に記載したサービスの提供を 行う期間が終了するまでに、少なくとも1 回は、当該介護予防認知症対応型共同生活 介護計画の実施状況の把握(以下この条に おいて「モニタリング」という。)を行う とともに、利用者の様態の変化等の把握を 行うものとする。
- (10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果 を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対 応型共同生活介護計画の変更を行うものと する。
- (11) 第1号から第9号までの規定は、前号に 規定する介護予防認知症対応型共同生活介 護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第91条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資す るよう、適切な技術をもって行わなければな らない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第92条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じ た活動の支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な

行政機関に対する手続等について、その者又 はその家族が行うことが困難である場合は、 その者の同意を得て、代わって行わなければ ならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者は、常に利用者の家族との連携を図ると ともに利用者とその家族との交流等の機会を 確保するよう努めなければならない。

附則

平成25年1月15日発行

この条例は、平成25年4月1日から施行す る。

「掲示済」

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例をここに公 布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第35号

亀岡市地区計画区域内における建 築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限 に関する条例(昭和62年亀岡市条例第22 号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「は建築」を「を建築」に改 める。

第4条第2項中「適用しない」を「、適用し ない」に、「一に」を「いずれかに」に、同条 第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第1項中「かわる」を「代わる」に、 同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、 「出窓」を「、出窓」に改める。

第11条第1項中「一に」を「いずれかに」 に改める。

別表第1に次のように加える。

大井町南部地区地	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南
区整備計画区域	丹都市計画大井町南部地区地区計画の区域のうち、地区
	整備計画が定められた区域
篠町篠牧田地区地	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南
区整備計画区域	丹都市計画篠町篠牧田地区地区計画の区域のうち、地区
	整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

加兹和石区	次のように	<b>ルルへ</b> の。		
大井町南	住宅ゾー	次の各号に掲げる建築	100平方	
部地区地	ン	物	メートル	
区整備計		(1) 法別表第2(は)項		
画区域		に掲げる建築物以外		
		の建築物の用途に供		
		するものでその用途		
		に供する部分の床面		
		積の合計が1,500平		
		方メートルを超える		
		<b>€</b> Ø		
		(2) 3階以上の部分を		
		法別表第2(は)項に		
		掲げる建築物以外の		
		用途に供するもの		
		(3) ホテル又は旅館		
		(4) ボーリング場、ス		
		ケート場、水泳場又		
		は令第130条の6		
		の2に規定する運動		
		施設		
		(5) 令第130条の7		
		に規定する規模の畜		
		舎		
		(6) 葬儀場(日本標準		
		産業分類による葬儀		
		業に供する建築物を		
		いう。)		
		(7) 犬、猫その他人に		
		飼育されていた動物		
		の死体を焼却する設		
		備を有する施設、動		
		物の死体を埋葬し、		
		若しくは焼骨を埋蔵		
		する施設、動物の焼		
		骨を収蔵する施設又		
1	1	1		İ

	はこれにすりによりでは、		
商 ン · · · · · · · · · · · · ·	物(1) ち勝場こ(除 (2) に舎の示ペペト又れ畜も 産業い 飼の (3) 大育死号 でん馬外れゲく令規(小及ッツホはら舎の葬業にう犬育死号 でん馬外れゲく令規(小及ッツホはら舎の葬りにム) 1 す、物販シ美ル療類用除場類す)猫れを足りを乗りた。 3 る猫を売ョ院動そるに。日よ建 のい却な 屋的売そるタ 条模小育てツ、物のも供)本る築 他たす を (3) に舎の示ペペト又れ畜も 産業い 他のす 標葬物 人動る薬 ぱ、、他のを 7 畜等展る、ツ院こでる 準儀を に物設	100 平方メートル	敷地境界 り り り り い に り に し に し に し に し に し に に し に に に に に に に に に に に に に

	に供する部分の床面		
	積の合計が10,000平		
	方メートル以下のも		
	ののうち、物品販売		
	業を営む店舗又は飲		
	食店の用途に供する		
	部分の床面積の合計		
	が5,000平方メート		
	ルを超えるもの		
	(3) マージャン屋、ぱ		
	ちんこ屋、射的場、		
	勝馬投票券発売所、		
	場外車券売場その他		
	これらに類するもの		
	(4) 劇場、映画館、演		
	芸場又は観覧場		
	(5) キャバレー、料理		
	店、ナイトクラブ、		
	ダンスホールその他		
	これらに類するもの		
	(6) 鉱物、岩石、土 砂、コンクリート、		
	アスファルト・コン		
	クリート、硫黄、金		
	属、ガラス、れん		
	が、陶磁器、骨又は		
	貝殻の粉砕を営む工		
	場で原動機を使用す		
	るもの		
	(7) レデイミクストコ		
	ンクリートの製造又		
	はセメントの袋詰を		
	営む工場で出力の合		
	計が2.5キロワット		
	を超える原動機を使		
	用するもの		
	(8) 令第130条の7		
	に規定する規模の畜		
	舎(犬、猫、小鳥等		
	の小動物を飼育、展		
	示及び販売している。		
	ペットショップ、		
	ペット美容院、ペッ		
	トホテル、動物病院		
	又は診療所その他こ れらに類するもので		
	<ul><li>おらに類するもので</li><li>畜舎の用途に供する</li></ul>		
	田古の川述に供りる		

1
沿道業務住宅ゾーン

	までは、 ・ では、 ・		
業 務 A ゾーン	次 (1) 居 (2) 展 (3) ち 勝場 (5) を (4) を 店にのののえ はす途面平も売飲る部がル (6) を 店にのののえ はす途面で部がル、店途面するとでは、の物る計・ 飲用で部がル、店途面がり、000を店分のが、ル 食途そ分がル、店途面方もとりをでいる。 (3) ち 勝場でいる。 (3) ち 勝場でいる。 (4) を 店にのののの販はす合ー 、場所のものののでは、のりのでは、のりのでは、のりのでは、のりのでは、のりのでは、でいる。 (3) ち 勝場に、 (4) を で は で が が が が が が が が が が が が が が が が が	100 平方メートル	敷ちかいー。ゾ業と道かいー。 りょう線の界に 1 す住沿ーあ界に 2 すの界に 1 す住沿ーあ界に 2 す

(4)	劇場、	映画館、	演
±	芸場又は	観覧場	

- (5) キャバレー、料理 店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他 これらに類するもの
- (7) 住宅(本ゾーン内 に立地する事業所 が、当該事業所の従 業者のために設置す る住宅又は研修等の ために設置する宿泊 施設を除く。)
- (8) 共同住宅、寄宿舎 又は下宿(本ゾーン 内に立地する事業所 が、当該事業所の従 業者のために設置す るもの又は研修等の ために設置する宿泊 施設を除く。)
- (10) レデイミクストコ ンクリートの製造又 はセメントの袋詰を 営む工場で出力の合 計が2.5キロワット

	を用産業い一飼の備物若す骨はる利設く 及に第舗業築 す の号施超す葬業にう犬育死をのしるをこ施用置。風び関9型の物法る令2イ設るも場類す)猫れをす体は設蔵ら(供る 営務るに話途 5み11規原の(にる そて焼るを焼、すを専する 業の法規異に 1焼3号定動 日よ建 のい却施埋骨動る併らるも 等適律定性供 条却0及すが 本る築 他たす設葬を物施せ自目の の正第す紹す に場条びる標準のでは、する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
業務B ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物でその用途に供する建築物でその用途に供する計が 10,000平方メートルを超えるもの (2) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する部分の床の合計が 10,000	100 平方メートル	敷地境界線 の場別の の の の の の の の の の の の の の の の の の

平方メートル以下の		
もののうち、物品販		
売業を営む店舗又は		
飲食店の用途に供す		
る部分の床面積の合		
計が3,000平方メー		
トルを超えるもの		
(3) マージャン屋、ぱ		
ちんこ屋、射的場、		
勝馬投票券発売所、		
場外車券売場その他		
これらに類するもの		
4) 劇場、映画館、演		
芸場又は観覧場		
(5) キャバレー、料理		
店、ナイトクラブ、		
ダンスホールその他		
これらに類するもの		
(6) 令第130条の7		
に規定する規模の畜		
舎(犬、猫、小鳥等		
の小動物を飼育、展		
示及び販売している		
ペットショップ、		
ペット美容院、ペッ		
トホテル、動物病院		
又は診療所その他こ		
れらに類するもので		
畜舎の用途に供する		
ものを除く。)		
(7) 玩具煙火の製造を		
営む工場		
(8) セルロイドの加熱		
加工又は機械のこぎ		
りを使用する加工を		
営む工場		
(9) 亜硫酸ガスを用い		
る物品の漂白を営む		
工場		
(10) 骨炭その他動物質		
炭の製造を営む工場		
(11) 魚粉、フェザー		
ミール、肉骨粉、肉		
粉若しくは血粉又は		
これらを原料とする		
飼料の製造を営む工		
場		
<i>''</i> //•		

(12)	羽又は毛の洗浄、	
汐	<b>染色又は漂白を営む</b>	
	[場	

- (13) ぼろ、くず綿、く ず紙、くず糸、くず 毛その他これらに類 するものの消毒、選 別、洗浄又は漂白を 営む工場
- (14) 製綿、古綿の再製、起毛、繊毛、反 毛又はフェルトの製造を営む工場で原動機を使用するもの
- (15) 骨、角、牙、ひず め若しくは貝殻の引 割若しくは乾燥研磨 又は3台以上の研磨 機による金属の乾燥 研磨を営む工場で原 動機を使用するもの
- (17) レデイミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰を営む工場で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (18) 墨、懐炉灰又は練 炭の製造を営む工場
- (19) 瓦、れんが、土 器、陶磁器、人造砥 石、るつぼ又はほう ろう鉄器の製造を営 む工場
- (20) ドラム缶の洗浄又 は再生を営む工場
- (21) 葬儀場(日本標準

		産業い (22) に物設動し埋の設有己的除 制等条店営建 す 2 理業にう犬飼の備物、蔵焼又すのでく風及に第舗業築法る令の号施なり、育死をの若す骨はる利設。俗業す項電用 5 焼 3 号定よ建 そて焼る体は設蔵ら(供る 業の法規異に 条却 3 号定が 2 を 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
篠田区画区地域	低層専用 住 宅 A ゾーン	次の各号に掲げる 物以外の再用住項第(は 第2(いる 第2(いる 第2(いる 第2)を 第3で 第3で 第3で 第3で 第3で 第3で 第3で 第3で 第3で 第3で	150 平方メートル	9メートル	1 だ線各地距れげる (1) 路敷の安全を地距れげる (1) というに界は該数 敷に地長境長1敷が、げかそ号値 地接境さ界のを地をである。境次るられにと (す界が線3超をた界の敷のぞ掲す 道る線敷の分え除

		2分の1未満かつ50 平方のののである。 (3) 書ののでは、できる。 会のでは、できる。 会のでは、できるでは、できる。 会のでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるできるできる。 (5) では、できないでは、できるでは、できないは、ではないは、できないは、できないは、できないは、できないは、できないは、できないは、できないは、できないは、できないは、でき			く面対境南画田計図るす界メ 計牧区画す員トるす界メのの線都町区の表園敷線ト丹篠地画に道6を分道線トのの敷又市篠地計示に地1ル都町区の表路メ超に路0ル前反地は計牧区画す接境5 市篠地計示幅一え接境5
住	層専用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	次の各別等 (1) 第2 (2) 条す室の施定工も途面積が (1) 第2 (2) 条す室の施定工も途面積が (2) 条す室の施定工も途面積が (2) 条す室を表現ける用床面積が (2) 条す室を表現ける用床面積が (3) 平りの (3) (3) (3) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	150 平方メートル	9メートル	1だ線(敷さの1を面のられ、の道地が全を除道敷のより、の路境敷長超く路地距した。境線境の界分敷の対線はルルを接線境の界分敷の対線はルルの大きに、水地の東の外の対線はルルの大きに、水地の大きに、水は、水地の大きに、水は、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水地の大きに、水は、水地の大・水地の大・水地の大・水地の大・水地の大・水地の大・水地の大・水地の大・

	舎 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 神社、寺院、教会			
	その他これらに類するものの(6)診療所(7)巡査派出他これらに変素が出所、公れらいのでは、2000年では			
低層・イン	来表にを 0用 宿 の令2供の一3のを 所 衆ら0公 れ 第 表にを 0用 宿 の令2供の一3のを 所 衆ら0公 れ 第 表にを 1 すのは 店す5途面方のをも 保 、こ1す変に (3) (4) 第規い 条途 舎 他第にす合ト階用除 (5)(6)(7) 電に条益 と 別号」 3る 寄 そるのに積メ(その 育 公れ3る物これ (2) 条途 舎 他第にす合ト階用除 (5)(6)(7) 電に条益 と 別号」 3の用 宿 の令2供の一3のを 所 衆ら0公 れ 第 表にを 1 すの の つ の で に し に し が に し に し が に し に し が に し に し が に し に し	150 平方メートル	9メートル	1だ線(敷さの1を面のら1.1、う路境敷長超く路地距り、う路境敷長超く路地距り、う路境敷長超く路地距り、接線境3る)反界離トト敷ちに界地のえ。の境離トル地、接線境3あ)反界離トトリーのでは、では、では、

	に類するもの (9) 前各号の建築物に 附属するもの(令第 130条の5に規定 するものを除く。)		

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市上水道事業給水条例及び亀岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第36号

亀岡市上水道事業給水条例及び亀岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

(亀岡市上水道事業給水条例の一部改正)

目次中「第7章 補則(第50条)」を

「第7章 水道の布設工事及び管理(第50条-第52条)

第8章 補則(第53条)

」に改める。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第14条の2中「付随」を「附随」に改める。

第26条第3項中「き損」を「毀損」に改める。

第27条、第28条及び第35条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第40条中「したときでも」を「したときであっても」に改める。

第44条第1項中「みずから」を「自ら」に改める。

第45条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第7号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第46条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第7号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第48条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「管理上」を「、管理上」に改める。 第50条を第53条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 水道の布設工事及び管理 (布設工事監督者を配置する工事)

- 第50条 法第12条第1項に規定する条例 で定める布設工事監督者が監督業務を行う べき水道の布設工事は、法第3条第8項に 規定する水道施設の新設又は次の各号に掲 げる増設若しくは改造の工事とする。
  - (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地 点又は浄水方法の変更に係る工事
  - (2) ちんでん池、瀘過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の 改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

- 第51条 法第12条第2項に規定する条例 で定める布設工事監督者が有すべき資格は、 次の各号のいずれかとする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26 号)による大学(短期大学を除く。以下 同じ。)の土木工学科又はこれに相当す る課程において衛生工学若しくは水道工 学に関する学科目を修めて卒業した後、 2年以上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者
  - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 学校教育法による短期大学又は高等専

- 門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、 学校教育法による大学院研究科において 1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻 科において衛生工学若しくは水道工学に 関する専攻を修了した後、第1号の卒業 者にあっては1年以上、第2号の卒業者 にあっては2年以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは 第2号に規定する課程及び学科目又は第 3号若しくは第4号に規定する課程に相 当する課程又は学科目を、それぞれ当該 各号に規定する学校において修得する程 度と同等以上に修得した後、それぞれ当 該各号に規定する最低経験年数以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号) 第4条第1項の規定による第2次試験の うち上下水道部門に合格した者(選択科 目として上水道及び工業用水道又は水道 環境を選択したものに限る。)であって、 1年以上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第52条 法第19条第3項に規定する条例

で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる 資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う 水道の管理に関する講習の課程を修了し た者

(亀岡市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 亀岡市簡易水道事業給水条例(昭和 33年亀岡市条例第29号)の一部を次のよ うに改正する。

第17条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第20条第1項の表中「m³」を「立方メートル」に改める。

第27条を第30条とし、第26条の次に 次の3条を加える。

(布設工事監督者を配置する工事)

- 第27条 法第12条第1項に規定する条例 で定める布設工事監督者が監督業務を行う べき水道の布設工事は、法第3条第8項に 規定する水道施設の新設又は次の各号に掲 げる増設若しくは改造の工事とする。
  - (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地 点又は浄水方法の変更に係る工事
  - (2) ちんでん池、瀘過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の 改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

- 第28条 法第12条第2項に規定する条例 で定める布設工事監督者が有すべき資格は、 次の各号のいずれかとする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道の工事に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、 学校教育法による大学院研究科において 1年以上衛生工学若しくは水道工学に関 する課程を専攻した後、又は大学の専攻 科において衛生工学若しくは水道工学に 関する専攻を修了した後、第1号の卒業 者にあっては6箇月以上、第2号の卒業 者にあっては1年以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは 第2号に規定する課程及び学科目又は第 3号若しくは第4号に規定する課程に相 当する課程又は学科目を、それぞれ当該 各号に規定する学校において修得する程 度と同等以上に修得した後、それぞれ当 該各号に規定する最低経験年数の2分の 1以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号) 第4条第1項の規定による第2次試験の うち上下水道部門に合格した者(選択科 目として上水道及び工業用水道又は水道 環境を選択したものに限る。)であって、 6箇月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格)

- 第29条 法第19条第3項に規定する条例 で定める水道技術管理者が有すべき資格は、 次の各号のいずれかとする。
  - (1) 前条の規定により布設工事監督者たる 資格を有する者
  - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
  - (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については3年6箇月以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う

水道の管理に関する講習の課程を修了し た者

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水道条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第37号

亀岡市下水道条例及び亀岡市地域 下水道条例の一部を改正する条例

(亀岡市下水道条例の一部改正)

第1条 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市 条例第24号)の一部を次のように改正する。 目次中

「第1章 総則(第1条・第2条)」を 「第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 公共下水道の構造の基準及 び終末処理場の維持管理基 準(第2条の2-第2条の 7)

に改める。

第1条中「管理及び使用」を「構造、管理 及び使用」に改める。

第2条第16号中「わき水」を「湧き水」

に改める。

基準)

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の基 準及び終末処理場の維 持管理基準

(公共下水道の構造の基準)

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例 で定める公共下水道の構造の基準は、次条 から第2条の6までに定めるところによる。 (排水施設及び処理施設に共通する構造の

- 第2条の3 排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
  - (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
  - (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は 人の健康の保護に支障が生ずるおそれの ないものとして管理者が定めるものを除 く。)にあっては、覆い又は柵の設置そ の他下水の飛散を防止し、及び人の立入 りを制限する措置が講ぜられていること。
  - (4) 下水の貯留等により腐食するおそれの ある部分にあっては、ステンレス鋼その 他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食 を防止する措置が講ぜられていること。
  - (5) 地震によって下水の排除及び処理に支 障が生じないよう地盤の改良、可撓継手 の設置その他の管理者が定める措置が講 ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

- 第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、 管理者が定める数値を下回らないものと し、かつ、計画下水量に応じ、排除すべ き下水を支障なく流下させることができ るものとすること。
  - (2) 流下する下水の水勢により損傷するお それのある部分にあっては、減勢工の設 置その他水勢を緩和する措置が講ぜられ ていること。
  - (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分 で流下する下水により気圧が急激に変動 する箇所にあっては、排気口の設置その 他気圧の急激な変動を緩和する措置が講 ぜられていること。
  - (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の 方向又は勾配が著しく変化する箇所その 他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、 マンホールを設けること。
  - (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の基準)

- 第2条の5 処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
  - (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

- 第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公 共下水道については、適用しない。
  - (1) 工事を施行するために仮に設けられる 公共下水道
  - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

- 第2条の7 法第21条第2項の規定による 終末処理場の維持管理は、次に定めるとこ ろにより行うものとする。
  - (1) 活性汚泥を使用する処理方法によると きは、活性汚泥の解体又は膨化を生じな いようにエアレーションを調節すること。
  - (2) ちん砂池又はちんでん池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
  - (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
  - (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
  - (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
  - (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

第10条第2項中「排除されたとした場合においては」を「排除された場合において」と、「当該下水に係る」を「、当該下水に係る」に改める。

第13条中「若しくは」を「又は」に改める。

第21条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「呈示」を「提示」に改め

る。

第37条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市地域下水道条例の一部改正)

第2条 亀岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「わき水」を「湧き水」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(特定環境保全公共下水道の構造の基準等) 第21条 地域下水道のうち、特定環境保全 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の 維持管理の基準は、下水道条例の第2条の 3から第2条の7までに定めるところによ る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する排水施設及び処理施設(これらを補完する施設を含む。以下この項において「施設」という。)であって、改正後の条例第2条の3から第2条の5の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手した施設については、この限りでない。

「掲示済」

# 規則

亀岡市プロジェクト・チーム設置及び運営に 関する規則の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成24年12月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第39号

亀岡市プロジェクト・チーム設置 及び運営に関する規則の一部を改 正する規則

亀岡市プロジェクト・チーム設置及び運営に 関する規則(昭和62年亀岡市規則第17号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政策企画会議」を「最高幹部会」に改める。

第3条第1項中「主務者及び主務者以外の職員」を「市長が命じる者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 チームリーダーは、市長が指名しチームを 代表する。

第4条中「主務者」を「チームリーダー」に 改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

ガレリアかめおか条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

ガレリアかめおか条例施行規則の 一部を改正する規則

ガレリアかめおか条例施行規則(平成18年 亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正す る。

第1条中「平成17年亀岡市条例第23号」 を「平成10年亀岡市条例第1号」に改める。 第2条第1項中「(大浴場を除く。)」を削る。

第9条第1項中「次の」を「、次の」に改め、 同項第1号中ウを削り、エをウとし、オをエと し、カをオとし、同条第2項ただし書を削る。

第11条第1項中「次のとおり」を「、次のとおり」に改める。

第18条中「第13条までの規定」を「第 13条まで」に、「第11条までの規定」を 「第11条まで」に、「様式中」を「規定中」 に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「掲示済」

漏水等に伴う簡易水道料金及び地域下水道使 用料の減額に関する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

亀岡市長 栗山正隆

漏水等に伴う簡易水道料金及び地域下水道使用料の減額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市簡易水道事業給水 条例(昭和33年亀岡市条例第29号)第 23条に規定する簡易水道料金の減免及び亀 岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例 第18号)第20条に規定する地域下水道使 用料の減免の施行に関し、必要な事項を定め るものとする。

(減免の基準等)

第2条 簡易水道料金及び地域下水道使用料の 減免の基準その他必要な事項については、別 に定めるもののほか、亀岡市の上水道料金及 び下水道使用料の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成24 年7月1日以降の検針分の簡易水道料金及び地 域下水道使用料の減額から適用する。

「掲示済」

# 告示

### 亀岡市告示第231号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成24年12月6日

亀岡市長 栗山正隆

#### 1 送達する書類

平成24年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称

住 所	氏名又は名称
省略	省略

住 所	氏名又は名称
省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

Г‡	县-	<del>_</del>	汹	٦
' 7	石リノ	1,	1月	

亀岡市告示第232号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年12月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1702-71013

1 保険者 亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成24年4月1日

3 無効になる日 平成24年12月10日

「掲示済」

亀岡市告示第233号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

- (2) 交付した日平成24年4月1日
- (3)無効になる日平成24年12月17日
- 2 亀2302-72040
- (1)保 険 者 亀岡市(26-007-5) 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日平成24年4月1日
- (3)無効になる日平成24年12月17日

「掲示済」

亀岡市告示第234号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年12月18日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置 されていたため。

- 2 撤去した区域
  - J R並河駅前自転車放置禁止区域 J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域 J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成24年12月18日(火)午後1時00分~午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数 12台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要です。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担していただきます。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引取りのない自転車 は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課 電話0771 (25) 5043

「掲示済」

**\$**圖市告示第235号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年12月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「掲示済」

亀岡市告示第236号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

亀岡市長 栗山正隆

1 種 類

用途地域

2 位 置

亀岡市大井町並河二丁目、三丁目、前脇、 熊田、堂又、深町、亀ケ渕及び観並並び に南金岐好実根、重見及び丁田、稗田野 町太田古実根及び草田並びに篠町篠牧田、 合戦野、松ケ池、芦原及び下西山、夕日 ケ丘1丁目並びに王子西ノ山の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第237号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画特別用途地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

鲁岡市長 栗山正隆

1 種 類

特別用途地区

2 名 称

特定大規模小売店舗制限地区

3 位 置

亀岡市大井町並河三丁目、熊田、堂又、 深町、亀ケ渕及び観並並びに南金岐好実 根、重見及び丁田、稗田野町太田古実根 及び草田の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第238号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種 類 防火地域及び準防火地域
- 2 名 称準防火地域
- 3 位 置

亀岡市大井町並河二丁目、三丁目、前脇、 熊田及び堂又の各一部 4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第239号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により南丹都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同法同条第2項の規定により当該決定に係る都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

亀岡市長 栗山正隆

- 種類
   地区計画
- 2 名 称 大井町南部地区地区計画
- 3 位 置

亀岡市大井町並河二丁目、三丁目、前脇、 熊田、堂又、深町、亀ケ渕及び観並並び に南金岐好実根、重見及び丁田、稗田野 町太田古実根及び草田の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第240号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 19条第1項の規定により南丹都市計画地区計 画を決定したので、同法第20条第1項の規定 により告示し、同法同条第2項の規定により当 該決定に係る都市計画の図書を次のとおり公衆 の縦覧に供する。

平成24年12月21日

亀岡市長 栗山正隆

- 種類
   地区計画
- 2 名 称 篠町篠牧田地区地区計画
- 4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第241号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

亀岡市長 栗山正隆

- 種類
   地区計画
- 2 名 称篠町篠地区地区計画
- 4 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

亀岡市告示第242号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年12月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

**亀2301-14001** 

- 1 保 険 者 亀岡市(26-007-5) 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日平成24年4月1日

3 無効になる日平成24年12月21日

「掲示済」

亀岡市告示第243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 21条第2項において準用する同法第19条第 1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を 変更したので、同法第21条第2項において準 用する同法第20条第1項の規定により告示し、 同法第21条第2項において準用する同法第 20条第2項の規定により当該都市計画の変更 に係る図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 都市計画の種類
   生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 篠町篠牧田の一部
- 3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「掲示済」

## 公 告

亀岡市公告第60号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年12月3日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
- (1) 工事番号及び工事名 公第7号

亀岡運動公園施設整備(その1)工事

- (3) 工事種別 土木一式工事
- (4) 工事概要

施設整備 一式

アスファルト舗装工  $A=3,070\,\mathrm{m}^2$  脱色アスファルト舗装工  $A=35\,\mathrm{m}^2$  インターロッキングブロック舗装工

 $A = 173 \,\mathrm{m}^2$ 

地先境界ブロック設置

L = 64 m

駒止めブロック

N=182個

区画線(実線・矢印・記号・文字)

 $L = 930 \, \text{m}$ 

スロープ・階段工

一式

L型側溝

L = 148 m

構造物取壊し

一式

防球ネット更新 一式

防球ネット設置(H=14m) L=82m 防球ネット設置(H=10m) L=30m

防球ネット撤去

一式

- (5) 予定価格 44,591,400円 (入札書比較価格 42,468,000円)
- (6) 工 期 平成25年3月29日
- (7) 部分払 無
- (8) 前 金 払 有 (当該工事契約金額の 4 0 %以内 保証事業会社 の保証が必要)
- (9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150 日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

#### 2 入札参加資格要件

- (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
  - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技 術者が特定できない場合には、複数の候 補者を記載することができるが、その場 合は、全ての候補者について、条件を満 たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載され た現場代理人及び監理技術者(入札参加 要件に特別な記載がなく、下請総額が 3,000万円(建築一式は4,500 万円)未満の場合は主任技術者)は、契 約工期中、当該工事に専任できるものと し、他工事の現場代理人、監理技術者、 主任技術者、営業所の専任技術者等、重 複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接 的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を 記載すること。(恒常的な雇用関係とは、 入札参加資格確認申請の日以前におおむ ね3箇月以上の雇用関係があることをい う。)

## 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月3日(月)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年12月3日(月)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月6日(木)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年12月7日(金)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年12月11日(火)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年12月5日(水)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成24年12月12日(水)	
	正午まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成24年12月14日(金)	
入札期間	平成24年12月18日(火)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成24年12月19日(水)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成24年12月20日(木)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

※利用できる時間は、平日の午前9時00分から午後5時30分まで

### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。ただし、 事前公表された予定価格を超える金額又は、 最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 電子入札については、パソコントラブルにより入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし、2日目は予備日として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりと する。

#### (問い合わせ先)

**亀**岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第61号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年12月3日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
- (1) 工事番号及び工事名(合併入札による)
  - ①24小基第2号 五反田池揚水機新設工事
  - ②24小基第3号 五反田池改修工事(その2)
  - ③ 2 4 小基第 4 号 五反田池揚水機建屋建築工事

  - (3) 工事種別 土木一式工事
  - (4) 工事概要
    - ①揚水機設置工 送水ポンプ 2台

送水管路工 $L = 28.9 \mathrm{m}$ 電気設備工一式仮設工一式導水路工 $L = 46.3 \mathrm{m}$ 

取水工 一箇所

 導水管路工
 L = 28.5m

 吸水槽工
 一箇所

流量調整弁工 一箇所

 敷地整備工
 A = 149. 9 m²

 ②工事延長
 L = 16 m

制波護岸工

張ブロックエ A=98㎡

③建築工事(鉄骨造平屋建)

一式

延床面積

 $A = 29.25 \,\text{m}^2$ 

電気設備工事

一式

(5) 予定価格

79,443,000円

(入札書比較価格 75,660,000円)

- (6) 工 期 平成25年3月28日
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払

①24小基第2号及び③24小基第4号は、有(当該工事契約金額の40%以内保証事業会社の保証が必要)

②24小基第3号は、無

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150 日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

- (10) 最低制限価格 採用
- 2 入札参加資格要件
- (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とし、かつ平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」も併せて登録のある者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現

在、工事完成届が未提出であるものをいう。 ただし、随意契約、JVによるものは手持 ち工事に含まない。また公告日から開札日 までの間に、他の土木一式工事の競争入札 で落札した業者は、落札した時点で本案件 への入札参加資格を失う。)

- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
  - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別 紙様式1)
  - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
    - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技 術者が特定できない場合には、複数の候 補者を記載することができるが、その場 合は、全ての候補者について、条件を満 たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載され た現場代理人及び監理技術者(入札参加 要件に特別な記載がなく、下請総額が 3,000万円(建築一式は4,500 万円)未満の場合は主任技術者)は、契 約工期中、当該工事に専任できるものと し、他工事の現場代理人、監理技術者、 主任技術者、営業所の専任技術者等、重 複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接 的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を 記載すること。(恒常的な雇用関係とは、 入札参加資格確認申請の日以前におおむ ね3箇月以上の雇用関係があることをい う。)

## 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月3日(月)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年12月3日(月)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月6日(木)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年12月7日(金)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年12月11日(火)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年12月5日(水)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成24年12月12日(水)	
	正午まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成24年12月14日(金)	
入札期間	平成24年12月18日(火)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成24年12月19日(水)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成24年12月20日(木)	電子入札システムによる
	午後1時30分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

※利用できる時間は、平日の午前9時00分から午後5時30分まで

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。ただし、 事前公表された予定価格を超える金額又は、 最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 電子入札については、パソコントラブルにより入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし、2日目は予備日として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりと する。

#### (問い合わせ先)

**亀**岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

#### 亀岡市公告第62号

平成24年亀岡市公告第21号に基づき実施 した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格 者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したの で公告する。ただし、登録有効期限については、 平成26年4月1日までとする。

平成24年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

#### (合格者受験番号)

行政 I

1012	1014	1030
1034	1 0 5 1	1053
1069	1070	1073
1081	1097	1 1 0 3
1 1 0 7	1 1 3 0	1 1 3 1
1 1 3 2	1 1 4 3	1 1 5 2
1 1 9 6		

行政Ⅱ

2001 2003

• 行政Ⅲ

3002

・土木

4002

建築

5006

・電気

6001

・保育士

7 0 0 6 7 0 0 7 7 0 0 8 8 0 0 1 8 0 0 3

亀岡市公告第63号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成24年12月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成24年12月17日以後、常時備 え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第64号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年12月19日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
  - (1) 工事番号及び工事名 (合併入札による)

①南部工道第1号

平成24年度 大井町南部土地区画整理 事業 道路築造等整備その1工事

②南部工上第1号

平成24年度 大井町南部土地区画整理 事業 上水道管布設その1工事

③南部工下第1号

平成24年度 大井町南部土地区画整理 事業 下水道管布設その1工事

(2) 工事場所

亀岡市大井町並河亀ケ渕地内外

- (3) 工事種別 土木一式工事
- (4) 工事概要

①工事延長 十工 L=410.7m =1.0式

舗装工

表層 (t=4cm)

 $A=280.9 \,\mathrm{m}^2$ 

上層路盤 (t=10cm, 11cm)

 $A=1, 277. 0 \text{ m}^2$ 

下層路盤(t=10cm, 15cm)

 $A=1, 277. 0 \text{ m}^2$ 

側溝工

自由勾配側溝 (300×400~1000,500×

900)

L=488.1m

街渠工

L型街渠

L=490.5m

管渠工

台付管 (φ350~450)

L=20.4m

集水桝工

L型街渠桝

N=42.0箇所

集水桝 (□600×800, □700×1300)

N=3.0箇所

②配水管布設工事

DSGX (E)  $\phi$  250 L=159. 30 m DSGX (E)  $\phi$  150 L=8. 80 m DSGX (E)  $\phi$  100 L=118. 50 m

DSGX (E)  $\phi$  75

L=83. 80m

HIVP  $\phi$  50

L=5.30 m

受挿しソフトシール弁DGX φ 250 N=1基

受挿しソフトシール弁DGX φ 150 N=1基

受挿しソフトシール弁DGX φ 100 N=1基

両受ソフトシール弁 DGX φ 250

N=1基

位切弁  $\phi$  75 N=1基 位切弁  $\phi$  50 N=1基 地下式消火栓  $\phi$  75 N=2基 排気弁付地下式消火栓  $\phi$  75

φ75 N=1基

急速空気弁 φ25 N=1基

給水管布設工事

 $\phi$  250 ×  $\phi$  20 N=4 $\overrightarrow{\mathbb{P}}$  $\phi$  75 ×  $\phi$  20 N=2 $\overrightarrow{\mathbb{P}}$ 

③工事延長 L=471.10m管渠工(開削) VUφ200mm L=471.10m人孔設置工

1 号組立人孔 N=10箇所 小型レジン人孔 N=1箇所

汚水桝設置工

塩ビ汚水桝設置工 N=6箇所 取付管工 N=6箇所

- (5) 工 期 平成25年3月31日
- (6) 部分払 無
- (7) 前金払 無
- (8) 最低制限価格 採用
- (9) 契約保証金 要 (請負代金の10/100)

### 2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 建設業法における水道施設工事業の許可を受けているか、または、水道施設工事業の許可を受け、本市施工実績を有する業者に下請け発注が可能であること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 本日付けで公告した「平成24年度大井町南部土地区画整理事業道路築造等整備その1工事」他2件の合併入札と、「平成24年度大井町南部土地区画整理事業道路築造等整備その2工事」他2件の合併入札について、2件のうち、どちらか1件を落札した業者は、落札した時点で他の1件への入札参加資格を失う。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
  - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別 紙様式1)
  - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
    - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技 術者が特定できない場合には、複数の候 補者を記載することができるが、その場 合は、全ての候補者について、条件を満 たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接 的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を 記載すること。(恒常的な雇用関係とは、 入札参加資格確認申請の日以前におおむ ね3箇月以上の雇用関係があることをい う。)

## 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月19日(水)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年12月19日(水)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月25日(火)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年12月26日(水)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年12月28日(金)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年12月21日(金)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成25年1月4日(金)	
	正午まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成25年1月8日(火)	
入札期間	平成25年1月15日(火)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成25年1月16日(水)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成25年1月17日(木)	電子入札システムによる
	午前10時	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

※利用できる時間は、平日の午前9時00分から午後5時30分まで

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。ただし、 最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 本案件は、亀岡市大井町南部土地区画整理組合との「基本協定書」に基づく、依頼により、亀岡市が入札事務を代行しているものであり、契約の相手方(契約書の発注者)は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合理事長」となる。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合」の工事請負規程に基づき組合が設定する。

なお、組合では予定価格及び設計書等の 公表は行っていないため、本案件も組合の 取扱いのとおりとする。

- (3) 今回のような前金保証を伴わない契約保証について、西日本建設業保証株式会社の保証は受けられないことについて、注意すること。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できない。
- (6) 電子入札については、パソコントラブルにより入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし、2日目は予備日として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課(電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第65号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、 次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム による電子入札対象案件である。

平成24年12月19日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
  - (1) 工事番号及び工事名 (合併入札による)
    - ①南部工道第2号 平成24年度 大井町南部土地区画整理 事業 道路築造等整備その2工事
    - ②南部工上第2号 平成24年度 大井町南部土地区画整理 事業 上水道管布設その2工事
    - ③南部工下第2号平成24年度 大井町南部土地区画整理事業 下水道管布設その2工事
  - (2) 工事場所 亀岡市大井町並河堂又地内外
  - (3) 工事種別 土木一式工事
  - (4) 工事概要
    - ①《道路築造等整備工事》

工事延長

L=506.4m

土工

=1.0式

舗装工

表層 (t=4cm)

 $A=74.8 \,\mathrm{m}^2$ 

上層路盤 (t=10cm, 15cm, 16cm)

 $A=2, 540. 1 \text{ m}^2$ 

下層路盤 (t=10cm, 20cm)

 $A=2,605.0 \,\mathrm{m}^2$ 

側溝工

自由勾配側溝 (300×300~800, 400×600~900, 500×900~1000)

L=869.4m

《2号水路》

水路付属施設工

管理孔 5 (D=600) N=1.0箇所

プレキャストカルバート工

ボックスカルバート (700×700)

 $L=67.57 \,\mathrm{m}$ 

ボックスカルバート (700×800)

L=47.72 m

街渠工

L型街渠

L=361.7m

管渠工

台付管 (φ300~600) L=37.2m

集水桝工

L型街渠桝

N=19.0箇所

集水桝 (□600~800×800~1300)

N=13.0箇所

②配水管布設工事

DSGX (E)  $\phi$  100

L=326. 30m

DSGX (E)  $\phi$  75

L=124.60m

D1K(E) φ 100

L=24. 30m

HIVP  $\phi$  50

L=13.00m

受挿しソフトシール弁 DGX o 100

N=4基

受挿しソフトシール弁 DGX φ 75

N=3基

両受ソフトシール弁 DGX φ 100

N=2基

仕切弁 φ75

N=1基

地下式消火栓  $\phi$  75 N=2基

小型空気弁 φ25

N=1基

不断水割T字管 φ100×φ100

N=1個

給水管布設工事

 $\phi 100 \times \phi 20$ 

N=12戸

 $\phi$  75×  $\phi$  20

N=9戸

③工事延長

L=398, 80m

管渠工 (開削)  $VU \phi 200mm L=398.80m$ 

人孔設置工

1号組立人孔。

N=10箇所

小型レジン人孔

N=2箇所

汚水桝設置工

塩ビ汚水桝設置工

N=22箇所

取付管工

N=22箇所

(5) 工 期 平成25年3月31日

- (6) 部分払 無
- (7) 前金払 無
- (8) 最低制限価格 採用
- (9) 契約保証金 要 (請負代金の10/100)

### 2 入札参加資格要件

- (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 建設業法における水道施設工事業の許可を受けているか、または、水道施設工事業の許可を受け、本市施工実績を有する業者に下請け発注が可能であること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 本日付けで公告した「平成24年度大井 町南部土地区画整理事業道路築造等整備そ の1工事」他2件の合併入札と、「平成 24年度大井町南部土地区画整理事業道路

築造等整備その2工事」他2件の合併入札について、2件のうち、どちらか1件を落札した業者は、落札した時点で他の1件への入札参加資格を失う。

#### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
  - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければなら ない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

#### 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月19日(水)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成24年12月19日(水)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成24年12月25日(火)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成24年12月26日(水)	
	午前9時から午後5時まで	
入札参加確認通知の送付	平成24年12月28日(金)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成24年12月21日(金)	
	正午まで	
	設計図書に関する質問	
	平成25年1月4日(金)	
	正午まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成25年1月8日(火)	

入札期間	平成25年1月18日(金)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成25年1月21日(月)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成25年1月22日(火)	電子入札システムによる
	午前10時	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

※利用できる時間は、平日の午前9時00分から午後5時30分まで

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (2) 予定価格及び最低制限価格は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合」の工事請負規程に基づき組合が設定する。

なお、組合では予定価格及び設計書等の公表は行っていないため、本案件も組合の取扱いの とおりとする。

- (3) 今回のような前金保証を伴わない契約保証について、西日本建設業保証株式会社の保証は受けられないことについて、注意すること。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が 入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できない。
- (6) 電子入札については、パソコントラブルにより入札書不着になるケースも懸念されるので、 入札書等は原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし、2日目は予備日として、 必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第66号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年12月28日

亀岡市長 栗山正隆

条件付一般競争入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件:亀岡市南つつじケ丘大葉台2丁目11番2 宅地 2,125.66㎡
入札参加資格	日本国内に居住している人。 ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する方は参加できません。
参加申込み	この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。
入札場所	亀岡市役所 4階 入札室
入札日時	平成25年3月19日(火曜日) 入札:午前10時00分から 午前10時50分まで 開札:午前11時00分から
参加申込受付 場所及び期間	参加申込は、下記の期間内に亀岡市役所1階会計課にて行います。 平成25年3月4日(月曜日)から 平成25年3月12日(火曜日)まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午~午後1時を除く)
参加申込用紙 等の配布期間	参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却実施要領」として、平成24年12月 28日(金曜日)より亀岡市ホームページにて配布します。 入手できない人は会計課に問い合わせてください。
最低売却価格 の有無	最低売却価格を設定します。 最低売却価格 67,000,000円
土地の利用	入札する物件は、次の土地利用条件が付されます。 ア 周辺環境と整合した分譲住宅を主とした開発を、落札者自らが事業主となって実施すること。

平成25年1月15日発行

	イ 開発計画において、隣接する駐車場用地「大葉台2丁目11番1」に沿って 新設道路を計画し設置すること。 ウ 隣接する駐車場用地の整備工事を購入者が行うこと。
土地の用途制限	入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付されます。 ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。 イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。 ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。 エ 地区計画区域であることから、歩道に面する宅地は歩道側から乗り入れる車庫の設置は禁止されています。また、歩道に面する宅地は低層一般住宅ゾーンへ変更されます。 オ 建築協定において宅地盤の切り盛りは原則禁止されています。開発により宅地盤の切り盛りを行う場合は、事前に地元「建築協定委員会」と協議を行い承諾を得る必要があります。
無効な入札	次の入札は無効になります。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 所定の入札書によらない入札 ウ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合の その全部の入札 エ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 カ 入札金額を訂正した入札 キ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
落札者の決定 方法	最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札された方を落札者とします。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」によります。
入札保証金 契約保証金	入札保証金(金融機関が振り出した保証小切手)は、入札額の5%以上 契約保証金は、契約金額の10%以上
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の 売却実施要領」でご確認ください。
問合せ先 申し込み先	<ul><li>亀岡市会計管理室 会計課</li><li>0771-25-5050(直通)</li></ul>

亀岡市公告第67号

平成25年1月15日発行

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年12月28日

## 亀岡市長 栗山正隆

条件付一般競 争入札事項	<ul><li>亀岡市公有地の売却</li><li>売却する物件: 亀岡市南つつじケ丘桜台3丁目4番6</li><li>宅地 2, 151.67㎡</li></ul>
入札参加資格	日本国内に居住している人。 ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する方は参加できません。
参加申込み	この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。
入札場所	<b>亀岡市役所 4階 入札室</b>
入札日時	平成25年3月19日 (火曜日) 入札:午後2時00分から 午後2時50分まで 開札:午後3時00分から
参加申込受付 場所及び期間	参加申込は、下記の期間内に亀岡市役所1階会計課にて行います。 平成25年3月4日(月曜日)から 平成25年3月12日(火曜日)まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午~午後1時を除く)
参加申込用紙 等の配布期間	参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却実施要領」として、平成24年12月 28日(金曜日)より亀岡市ホームページにて配布します。 入手できない人は会計課に問い合わせてください。
最低売却価格 の有無	最低売却価格を設定します。 最低売却価格 83,000,000円
土地の利用	入札する物件は、次の土地利用条件が付されます。 ア 周辺環境と整合した分譲住宅を主とした開発を、落札者自らが事業主となって実施すること。 イ 開発計画において、西から駐車場用地「桜台3丁目4番1」に沿い、途中から南側の市道桜台39号線の屈曲部へ向けたL型の新設道路を計画し設置すること。 ウ 隣接する駐車場用地の整備工事を購入者が行うこと。
土地の用途制 限	入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付されます。 ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第 122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規 定する風俗関連営業の用途に供しないこと。

	イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。 ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。 エ 地区計画区域であることから、歩道に面する宅地は歩道側から乗り入れる車庫の設置は禁止されています。また、歩道に面する宅地は低層一般住宅ゾーンへ変更されます。 オ 建築協定において宅地盤の切り盛りは原則禁止されています。開発により宅地盤の切り盛りを行う場合は、事前に地元「建築協定委員会」と協議を行い承諾を得る必要があります。
無効な入札	次の入札は無効になります。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 所定の入札書によらない入札 ウ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合の その全部の入札 エ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 カ 入札金額を訂正した入札 キ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
落札者の決定 方法	最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札された方を落札者とします。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」によります。
入札保証金 契約保証金	入札保証金(金融機関が振り出した保証小切手)は、入札額の5%以上 契約保証金は、契約金額の10%以上
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の 売却実施要領」でご確認ください。
問合せ先 申し込み先	<ul><li></li></ul>

# 任免及び辞令

酒 井 佐治子 亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任しま す

吉 岡 眞知子

亀岡市教育委員会委員に任命します 平成24年12月25日

# 選挙管理委員会欄

# 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

1, 492人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の 3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教 育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び 亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数 の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月2日

 24,860人

「掲示済」

1, 493人

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の

3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び

亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

平成24年12月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

12,430人

「掲示済」

平成24年12月3日

の3分の1の数は、次のとおりである。

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

24,871人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 野﨑千惠子 亀岡市選挙管理委員会告示第41号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

平成24年12月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

12,436人

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成24年12月4日

## 亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 投票管理者・同職務代理者一覧表

2/1/2	俄凡俄只			<b>汉</b> 录目垤1 → □	可職務代理者一覧表
おらな	投票区	投 票	管 理 者	同 職	務代理者
地区名	番 号	氏 名	住 所	氏 名	住所
<b>会</b> 図	1	上村祥浩	省略	谷 仁志	省略
亀 岡	2	武内政一	省略	數 井 克 俊	省略
±11174	3	今 井 淳 喜	省略	森 川 寿 文	省略
東別院	4	江 見 峰 雄	省略	福 田 正 弘	省略
	5	柴 田 高 志	省略	齋 田 善 弘	省略
西別院	6	松田輝彦	省略	内藤 一彦	省略
N -1 1	7	近藤一男	省略	増 田 浩	省略
曽我部	8	齋 藤 正 之	省略	谷口 裕	省略
吉川	9	上島滋之	省略	大 西 光 治	省略
	10	小瀬晴行	省略	藤本泉泰	省略
稗田野	11	西田承布	省略	坂田泰孝	省略
	12	小畑太郎		大西博之	省略
本 梅	13	竹岡秀雄		森敏郎	
	14	奥野正三		福井栄子	
畑野	15	尾崎順章		畑 典 明	省略
	16	西田正史	省略	柴田好浩	省略
宮前	17	稲川嗣郎		三宅晃圓	
占 的	18				
				西 田 貴 弘 垣 見 昌 克	
大 井	19				
	20	松本政好	省略	中川秀和	省略
千代川	21	曾根宏和	省略	野々村寿良	省略
	22	保野新司	省略	保野孝明	省略
F 11/2	23	中澤直紀	省略	橋本泰典	省略
馬路	24	中川茂雄	省略	的 場 義 則	省略
	25	吉田浩史	省略	林佐百合	省略
旭	26	平井厚生	省略	松本英樹	省略
·	27	人 見 洋 一	省略	笹 原 法 明	省略
	28	小泉正男	省略	小川 さく子	省略
千歳	29	野々村博	省略	三宅泰宏	省略
	30	廣瀬征夫	省略	木村邦彦	省略
河原林	31	井 上 盛 夫	省略	岸 裕一郎	省略
	32	関 洋	省略	綾 野 昌 弘	省略
保 津	33	溝 行 一 夫	省略	桂 和裕	省略
東本梅	35	奥 村 保 幸	省略	中川満智	省略
ント・ロー	36	中 西 顯	省略	中西康弘	省略
篠	37	上 垣 伊三男	省略	篠部昌和	省略
篠・東つつじ	38	中 龍雄	省略	山 内 剛	省略
西つつじ	39	吉 田 春 雄	省略	伊豆田 晃 正	省略
亀 岡	40	芳 野 重 德	省略	人見真司	省略
篠	41	髙 木 平 夫	省略	高 木 学	省略
南つつじ	42	山 本 眞之介	省略	河 田 健	省略
東別院	43	濱 井 一 夫	省略	大 石 利 之	省略
篠	44	長谷川 忠 良	省略	木 村 公 一	省略

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票 区の投票所を次のように定める。

平成24年12月4日

# 亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

投票区名	投票所の施設	所在地
第 1 投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第 2 投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第 3 投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第 4 投票区	徳円寺	亀岡市東別院町栢原九折34番地の1
第 5 投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第 6 投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第 7 投票区	曽我部公民館	亀岡市曽我部町南条北荒水代4番地1
第 8 投票区	寺区公民館	亀岡市曽我部町寺広畑12番地
第 9 投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市稗田野生涯学習センター	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市稗田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ケ畑西山5番地の1
第15投票区	土ケ畑公民館	亀岡市畑野町土ケ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川宮ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻50番地
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ケ谷84番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内20番地の2
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内谷口30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじケ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじケ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじケ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじケ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	<b>亀岡市文化資料館</b>	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	南つつじケ丘小学校	亀岡市南つつじケ丘大葉台2丁目28番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投 票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを 行う場所及び日時を次のように定める。

平成24年12月4日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 野﨑千惠子

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所

2 日 時 平成24年12月4日 午後5時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期 日前投票所を次のように定める。

平成24年12月4日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 野﨑千惠子

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

第816号

亀岡市選挙管理委員会告示第46号

平成25年1月15日発行

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前 投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成24年12月4日

### 亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者						同職務代理者					
4敗4分を11 フィトさロ	氏		名		住	所		氏	名		住	所
平成24年12月5日	野	﨑	千馬	惠子	省略		岡	野	宗	忠	省略	
平成24年12月6日	八	田	成	雄	省略		岩	﨑	多	良	省略	
平成24年12月7日	岡	野	宗	忠	省略		八	田	成	雄	省略	
平成24年12月8日	岩	﨑	多	良	省略		野	﨑	千票	惠子	省略	
平成24年12月9日	野	﨑	千ন	惠子	省略		岡	野	宗	忠	省略	
平成24年12月10日	岡	野	宗	忠	省略		八	田	成	雄	省略	
平成24年12月11日	八	田	成	雄	省略		岩	﨑	多	良	省略	
平成24年12月12日	岩	﨑	多	良	省略		野	﨑	千鼎	惠子	省略	
平成24年12月13日	岡	野	宗	忠	省略		八	田	成	雄	省略	
平成24年12月14日	野	﨑	千馬	惠子	省略		岡	野	宗	忠	省略	
平成24年12月15日	八	田	成	雄	省略		岩	﨑	多	良	省略	

亀岡市選挙管理委員会告示第47号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙 区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選 挙において、在外選挙人名簿に登録されている 選挙人の国内における投票に係る期日前投票所 を次のとおり指定した。

平成24年12月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開 票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任し た。

平成24年12月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

開票管理者	省略	野﨑 千惠子
同職務代理者	省略	岡野宗忠

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第49号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場 所及び日時を次のように定める。

平成24年12月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

- 1 開票場所 ガレリアかめおか 亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時 平成24年12月16日 午後9時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第50号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀 岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場 所及び日時を次のように定める。

平成24年12月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 2 日 時 平成24年12月13日 午後5時00分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第51号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

平成24年12月13日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第52号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の日 時を次のように変更する。

平成24年12月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

開票日時 平成24年12月16日 午後9時00分

「掲示済」

# 上下水道部欄

# 規 程

漏水等に伴う上水道料金の減額に関する取扱 基準を次のように定める。

平成24年12月28日

**鲁岡市長** 栗山正降

亀岡市上下水道事業管理規程第17号

漏水等に伴う上水道料金の減額に 関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市上水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第28号)第43 条及び亀岡市上水道事業給水条例施行規程 (昭和58年亀岡市公営企業管理規程第11号)第31条の規定による漏水等に伴う上水 道料金の減額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減額の対象)

- 第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」 という。)は、次の各号のいずれかに該当す る場合については、水道料金の減額をするこ とができる。
  - (1) 使用者の善良な管理のもとで発生した次に掲げる給水管の破損等による漏水であって、その発見が困難なもの。ただし、対象とする期における使用水量が認定使用水量の100分の120以上である場合に限る。ア 直圧部分にあっては、水道メーターから蛇口までの給水管
    - イ 直圧部分以外の部分にあっては、受水

槽、特殊器具、ユニット化装置以下の給 水管

(2) 災害に起因する漏水又は使用水量の増加の場合は、り災等証明の内容により管理者が適当と認めたもの。

(認定使用水量)

第3条 認定使用水量は、前年度同期の使用水量とする。ただし、これにより難い場合は、過去3期分の平均使用水量若しくは過去又は漏水修理完了後の漏水が認められない期の使用水量とする。

(減額対象水量及び金額)

- 第4条 減額の対象とする水量は、対象とする 期の使用水量から認定使用水量を差し引いた 水量(認定使用水量の3倍を超える場合は、 認定使用水量の3倍に相当する水量)に、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た水量(以下「減額対象水 量」という。)とする。
  - (1) 亀岡市指定給水装置工事事業者の修理証明書が提出されたとき 100分の50
  - (2) 亀岡市指定給水装置工事事業者の修理証明書が提出されないとき 100分の30
- 2 減額する金額は、減額前の料金と、使用水 量から減額対象水量を差し引いた水量に対す る料金との差額とする。

(減額の期間)

第5条 減額の対象とする期間は、2期分を限 度とする。

(災害時の特例)

第6条 第2条第2号に該当する場合の減額対象水量及び金額並びに減額の期間は、前2条の規定にかかわらず、被災状況等に応じ、管理者が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な 事項は、管理者が別に定める。 附則

この規程は、公布の日から施行し、平成24 年7月1日以降の検針分の水道料金から適用する。

「掲示済」

漏水等に伴う下水道使用料の減額に関する取 扱基準を次のように定める。

平成24年12月28日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第18号

漏水等に伴う下水道使用料の減額 に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)第35条及び亀岡市下水道条例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第28号)第25条の規定による漏水等に伴う下水道使用料の減額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減額の対象)

- 第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」 という。)は、次の各号のいずれかに該当す る場合については、下水道使用料の減額をす ることができる。
  - (1) 水道使用水量をもって排水量とする場合 において、使用者の善良な管理のもとで発 生した給水管の破損等による漏水であって、 その発見が困難、かつ、明らかに下水道に

排水されていないと確認できるもの。ただし、対象とする期における使用水量が認定使用水量の100分の120以上である場合に限る。

(2) 災害に起因する排水量の増加の場合は、 り災等証明の内容により管理者が適当と認めたもの。

(認定使用水量)

第3条 認定使用水量の算定は、漏水等に伴う 上水道料金の減額に関する取扱基準(平成 24年亀岡市上下水道事業管理規程第17 号)第3条の規定を準用する。

(使用料の減額)

- 第4条 減額の対象とする水量は、対象とする 期の使用水量から認定使用水量を差し引いた 水量とし、相当分の下水道使用料を減額する。 (減額の期間)
- 第5条 減額の対象とする期間は、2期分を限 度とする。

(災害時の特例)

第6条 第2条第2号に該当する場合の減額する金額及び減額の期間は、前2条の規定にかかわらず、被災状況等に応じ、管理者が定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な 事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成24 年7月1日以降の検針分の下水道使用料から適 用する。

「掲示済」

# 市立病院欄

# 公告

亀岡市立病院公告第6号

平成24年12月5日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成25年7月31日までとする。

平成24年12月17日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

1